
風水害対策編

目 次

風水害対策編

第1章 総則

第1節 過去に発生した風水害の特性	1
第2節 被害想定	4

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いむらづくり	5
第2節 災害発生直前対策	7
第3節 情報の収集・連絡体制計画	8
第4節 活動体制計画	11
第5節 広域相互応援計画	13
第6節 救助・救急・医療計画	14
第7節 消防・水防活動計画	15
第8節 要配慮者の安全確保	18
第9節 緊急輸送計画	23
第10節 障害物の処理計画	26
第11節 避難収容活動計画	27

第12節	孤立防止対策	31
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	32
第14節	給水計画	33
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	34
第16節	危険物施設等災害予防計画	35
第17節	ライフライン施設災害予防計画	36
第18節	災害広報計画	39
第19節	土砂災害等の災害予防計画	41
第20節	建築物災害予防計画	43
第21節	道路及び橋梁災害予防計画	45
第22節	河川施設等災害予防計画	46
第23節	農林水産物災害予防計画	47
第24節	二次災害の予防計画	48
第25節	防災知識普及計画	49
第26節	防災訓練計画	51
第27節	災害復旧・復興への備え	53
第28節	自主防災組織の育成に関する計画	54
第29節	地区防災計画	55
第30節	ボランティア活動の環境整備	56
第31節	防災対策に関する財政措置計画	57
第32節	災害対策に関する調査研究及び観測	58

第33節 観光地の災害予防計画	59
-----------------	----

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動	60
第2節 災害情報の収集・連絡活動	73
第3節 非常参集職員の活動	79
第4節 広域相互応援活動	85
第5節 ヘリコプター運用計画	88
第6節 自衛隊災害派遣活動	92
第7節 救助・救急・医療活動	95
第8節 消防・水防活動	97
第9節 要配慮者に対する応急活動	100
第10節 緊急輸送活動	103
第11節 障害物の処理活動	105
第12節 避難収容及び情報提供活動	107
第13節 孤立地域対策活動	119
第14節 食料品等の調達供給活動	121
第15節 飲料水の調達供給活動	125
第16節 生活必需品の調達供給活動	127
第17節 保健衛生・感染症予防活動	129
第18節 遺体の捜索及び処置等の活動	131

第19節	廃棄物の処理活動	133
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	136
第21節	危険物施設等応急活動	137
第22節	ライフライン施設応急活動	140
第23節	災害広報活動	144
第24節	土砂災害等応急活動	145
第25節	建築物災害応急活動	147
第26節	道路及び橋梁応急活動	148
第27節	河川施設等応急活動	149
第28節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	150
第29節	農林水産物災害応急活動	152
第30節	文教活動	154
第31節	飼養動物の保護対策	158
第32節	ボランティア等の受入体制	159
第33節	義援物資、義援金の受入体制	160
第34節	観光地の災害応急対策	162
第35節	災害救助法の適用	163

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	164
第2節	資金計画	167

第3節 被災者等の生活再建等の支援	169
第4節 被災中小企業等の復興	172

風水害対策編

第1章 総則

第1節 過去に発生した風水害の特性

第1 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、前線が停滞し、海上からの暖かく湿った水蒸気が流れ込み線状降水帯を形成、豪雨を長時間にわたってもたらし、局所的に大きな被害をもたらしている。

令和3年の8月の停滞前線では県下でも豪雨災害が発生している。本村では大きな災害に至る降雨がなかったことが幸いである。

また、本村では、千曲川のバックウォーターを含め樽川、馬曲川等の増水により堤防の決壊、河川氾濫等による水害が発生する恐れのある河川を抱えている。

※線状降水帯とは

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過又は停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50～300 km 程度、幅 20～50 km 程度の強い降水をともなう雨域

第2 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の4つのコースに分けられる。

1 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部及び本村の位置する北部一帯は風・雨ともに強く、台風通過後も吹き返しの風による災害をもたらす。

2 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

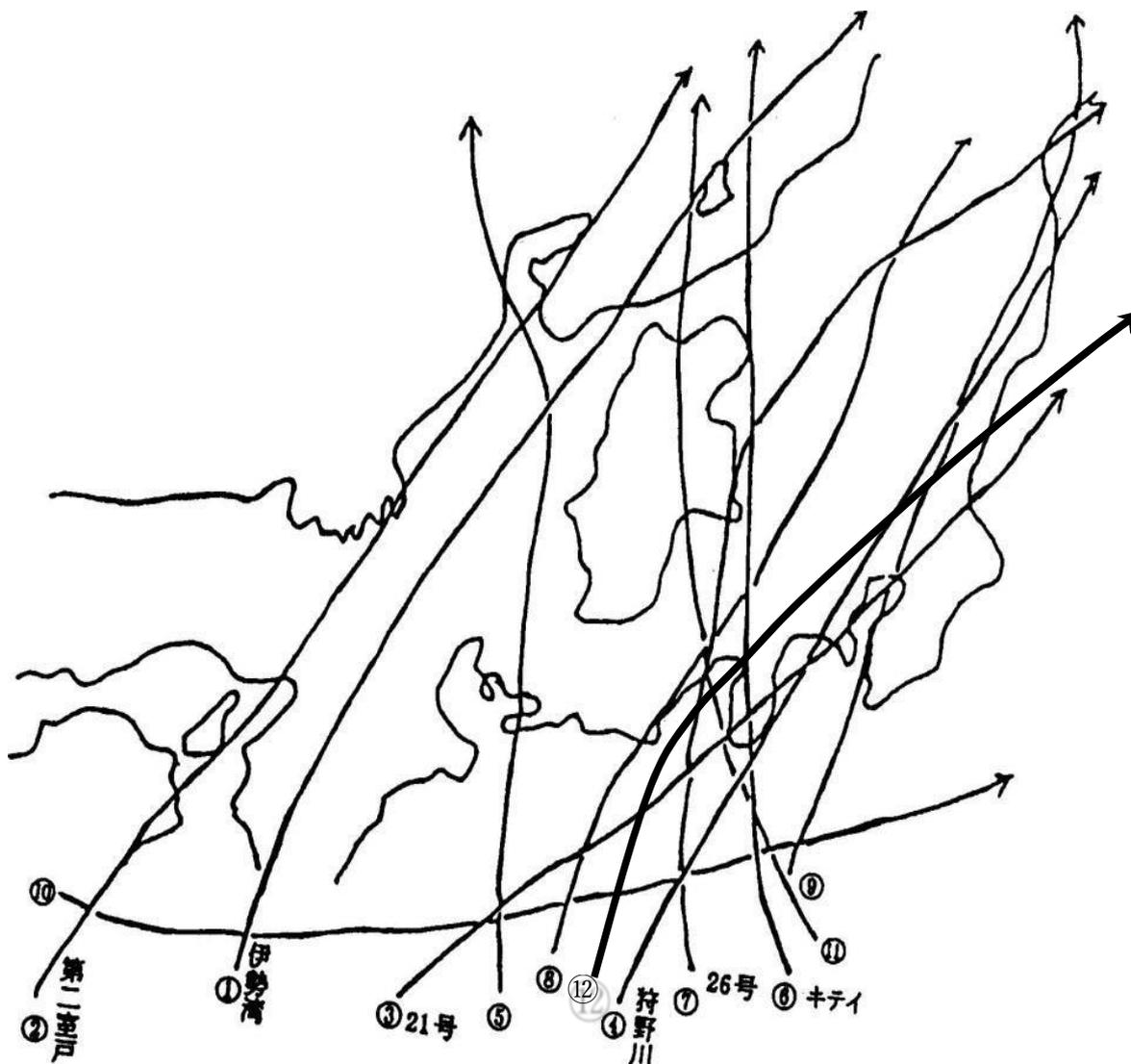
3 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

4 県の南側を接近して東進する場合

南部や東部に大雨の降る典型的な雨台風で、東部や南部に水害をもたらす。

長野県に接近し被害をおよぼした台風の進路



長野県に大きな被害をおよぼした主な台風のコース			
①	昭和34年 伊勢湾台風	⑦	昭和41年 台風第26号
②	昭和36年 第2室戸台風	⑧	昭和57年 台風第18号
③	昭和33年 台風第21号	⑨	昭和56年 台風第15号
④	昭和33年 狩野川台風	⑩	昭和58年 台風第10号
⑤	昭和57年 台風第10号	⑪	昭和34年 台風第7号
⑥	昭和25年 キティ台風	⑫	令和元年 台風第19号

第3 直近の台風による被害

【令和元年東日本台風（台風19号）】

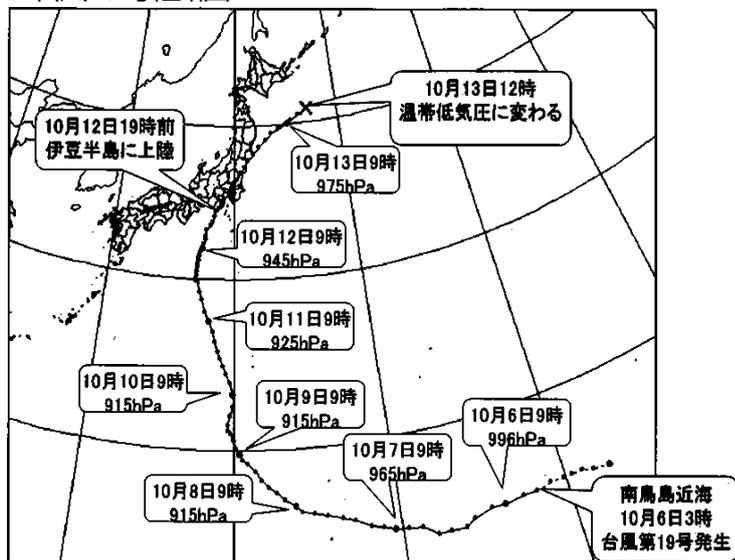
10月6日に発生した令和元年東日本台風（台風19号）は、令和元年10月12日、13日に東日本の広域を襲った。

この台風の接近・通過に伴い、長野県では10月12日0時から13日24時までの48時間総降水量は、笠岳で322.5mm、軽井沢で315.0mm、佐久で303.5mmを観測し、北部と中部を中心に大雨となった。県内14の観測地点で、日降水量の統計開始以来の極値を更新した。

令和元年東日本台風に対して次のような対応がとられた。

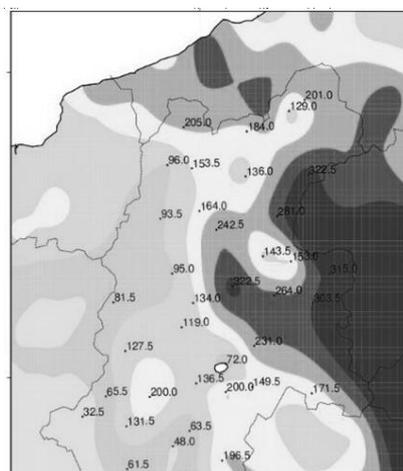
激甚災害指定・特定非常災害指定・大規模災害復興法の非常災害指定・災害救助法適応大雨特別警報（県内43市町村）・千曲川氾濫発生情報

台風19号経路図



アメダス総雨量分布図

(12日0時~13日24時)



長野県内では千曲川堤防の越水・決壊や中小河川の内水氾濫などによる洪水が発生し、人的被害や建物などの被害、鉄道施設の損壊や運休、停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、農業被害、土砂災害、洪水被害が発生した。

木島平村では、人的被害・住家被害はなかったものの、農地や水路等に約6千5百万円の被害が発生した。

村内雨量観測所（建設事務所）

	樽川	馬曲	樽川橋
降り始めからの総雨量(mm)	200	175	105
時間雨量最大(mm)	16	15	9

※役場雨量計は令和2年4月から稼働。

第4 過去の災害履歴

過去の災害の履歴については総則編第4節を参照。

第2節 被害想定

水害の被害想定にあたっては、これまで100年確率の日雨量（100年に1度の大雨）が用いられていたが、多発する浸水被害等に対応するため、平成27年に水防法が改正され、1000年確率の日雨量（1000年に1度の大雨）が定義され、樽川・馬曲川・大川流域で起こりうる最大想定規模降雨量は726mm/24時間と示され、千曲川流域の想定最大規模降雨時の洪水浸水想定区域図が平成28年に公表された。また、多段階の浸水想定区域図が令和5年に公表された。

100年確立及び1000年確立の流域全体の日雨量

対象河川	日雨量（mm/24時間）	
	100年確立	1000年確立
樽川・馬曲川・大川	188	726

令和元年東日本台風（台風19号）では、県内各所で河川整備計画規模降雨：100年確率である188mm/24時間を上回り、立ヶ花水位観測所では氾濫危険水位である9.6mを超過し、最高12.44mに達し過去最高水位を記録した。

令和元年東日本台風による被害

人的被害	木島平村	長野県	全国
死者	0	5	104
行方不明	0	0	3
重傷	0	6	43
軽傷	0	39	341

※消防庁応急対策室令和2年4月10日現在

指定避難所への避難の状況

木島平村体育館	2世帯 5人
木島平村若者センター	1世帯 2人
木島平村保健センター	5世帯 6人
木島平村農村交流館	15世帯 27人

※避難勧告発令：栄町、中村、小見、和栗の一部

風水害対策編

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いむらづくり

災害では、近隣住民の助け合いや支えあいが必要な役割を果たす。しかし、近年、人口減少、少子高齢化が進み、自主防災組織や消防団の担い手の高齢化、なり手不足が大きな問題となっている。

今後、組織の維持や組織同士の連携に向けた取り組みが重要になる。

また、気象庁等が発表する防災気象情報や、村が発令する高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保（以下この計画において「避難指示等」という。）の意味、自分が今いる場所は避難行動が必要か。自らがとるべき「避難行動」は何か。正しく理解し、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、災害に対し事前に整理しておく必要がある。

第1 風水害に強い村土づくり

- 1 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- 2 大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- 3 公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- 4 風水害に強い村土の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を促進する。
- 5 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 風水害に強いむらの形成

- 1 村は、千曲川・樽川・馬曲川における洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に対し、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- 2 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定を行い、必要な措置を講じるものとする。
- 3 災害時において防災に資する防災拠点等の公共施設の積極的整備を図る。
- 4 道路防災対策等を講じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

第3 風水害に対する建築物等の安全性

- 1 不特定多数の者が利用する施設、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- 2 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保の促進に努める。
- 3 強風による落下物の防止対策を図る。
- 4 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備促進に努める。

第4 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を生じさせるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス、電気等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- 2 コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第5 災害応急対策等への備え

- 1 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- 2 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- 3 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- 4 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象警報・注意報・特別警報等伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第1 住民に対する情報伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、村は、円滑で速やかな情報伝達ができるように、体制の整備を図るとともに、次節の「災害情報の収集・連絡活動」によりハード面での整備も推進する。

第2 避難誘導體制の整備

- 1 災害により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ体制の整備を行う。
- 2 洪水、土砂災害等に対する避難行動について、木島平村避難行動マニュアルを用いて伝達する。

第3 災害未然防止活動

- 1 県及び村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- 2 村は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。
所管施設の緊急点検体制の整備
 - (1) 応急復旧体制の整備 ・防災用資機材の備蓄
 - (2) 水防活動体制の整備
 - (3) 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

災害情報等の収集は、災害対策本部の設置やその後の応急対策に重要な要素となる。よって、正確かつ迅速な情報収集を実施するための体制・方法の整備を行う。

第1 情報の収集・連絡体制

1 情報収集

災害情報の収集は、住民、関係機関、団体、住民組織（自主防災組織）、消防団等の協力を得て行う。また、雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努めるとともに、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

防災気象情報等の収集は、気象庁ホームページ、国土交通省ホームページ、長野河川砂防情報ステーション、木島平村防災気象システム（村雨量計）等から取得する。また、気象庁等ホットラインを活用する。

2 連絡体制

県（地域振興局、建設事務所）及び各市町村とは、長野県防災情報システムを用いて、災害対策本部の設置状況、指定緊急避難場所の開設・避難者数、避難指示等の発令状況、災害の発生状況等の各種情報をオンラインで共有し必要に応じて、電話やFAX、メールなどで対応する。

3 情報発信

防災気象情報、災害情報を分析し、村情報通信施設（屋内外放送設備）、LINE、Lアラート、SNSなどの多重化・多様化した手段により情報発信を行う。

4 情報の内容と報告順位

災害通報担当者の収集する情報内容と報告の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 人命にかかわる情報
- (2) 災害の拡大又は二次災害の発生情報に関する情報
- (3) 被害状況に関する情報

5 訓練の実施

円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

第2 通信施設

1 長野県防災行政無線

地上系及び衛星系の防災行政無線について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。

2 木島平村防災情報通信設備

木島平村防災情報通信設備の概要は次のとおりである。

- (1) 屋外スピーカー
- (2) 音声告知端末（IP一斉告知端末）

第3 情報通信手段の整備

通常の状態における通信手段は、一般的には電話であるが、災害時には施設の損壊やふくそう現象により、有効な通信手段となりえない可能性があるため、次により情報通信手段の整備を図る。

- 1 情報通信施設の定期的な点検を行い、常時通信可能な状態を確保する。
- 2 非常用電源設備の定期的な点検を行い、非常時の電源を確保する。
- 3 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- 4 屋内放送設備の点検及びLINEの登録を促進する。
- 5 訓練に併せて各地区分館等に設置されている災害時特設公衆電話の点検及び通信訓練を行う。

第4 多様な情報の収集体制の整備

村は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

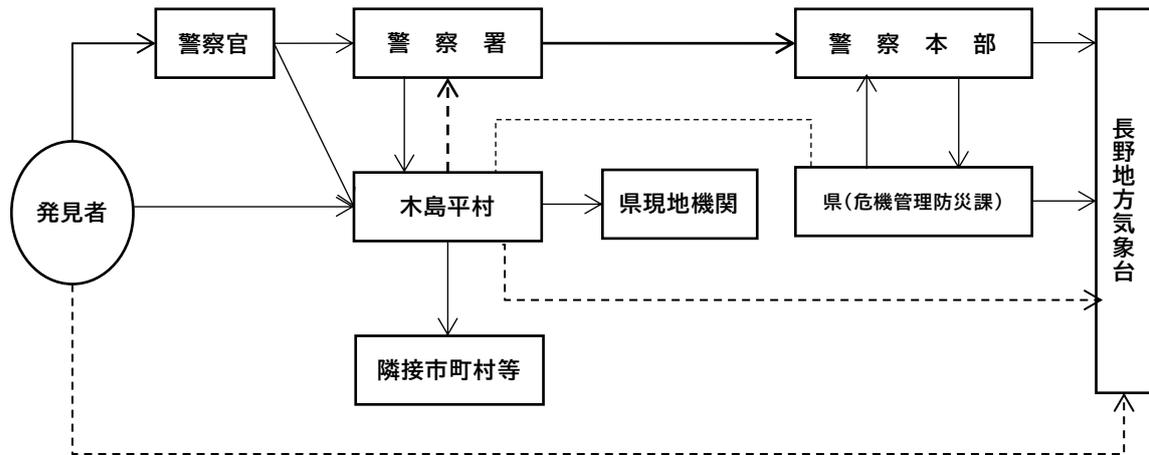
- 1 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、簡易に集約できるよう努める。
- 2 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第5 住民等が異常現象を発見したときの措置

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに村又は関係機関に通報しなければならない。

- 1 通報を要する異常現象
 - (1) 気象関係
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しく異常な気象現象
 - (2) 水象関係
河川の水位の異常な上昇
 - (3) 地象関係
山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- 2 異常現象発見時の通報要領
 - (1) 通報系統

通報系統図



(-----は副系統を示す)

- (2) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により村長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。
- (3) 通報を受けた村長あるいは警察官は、前号の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。
その際村長は、北信地域振興局あるいは北信建設事務所、北信保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。
- (4) その他の関係機関は、前号の通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。

第6 情報の分析・整理

収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第4節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この計画の定めるところにより、その所掌に係る応急対策を速やかに実施するための体制の整備を図る。

第1 職員の非常参集体制の整備

職員の非常参集にあたり、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保等について確立するとともに、活動体制を整備（木島平村職員防災初動マニュアル）し必要に応じて見直しを行うものとする。

1 課長等の責務

課長等は、毎年、非常参集の伝達方法等を定め、職員に周知しておく。

2 職員の心構え

職員は、報道機関等の災害情報に注意し、次の場合は速やかに職場に参集する。

- (1) 非常参集の命令を受けたとき。
- (2) 村域に重大な災害が発生したと見込まれるとき。

3 応急対策への対応力の強化

応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図ると共に、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

第2 組織の整備

災害応急活動を円滑に実施するには、それぞれの防災関係機関が防災体制を整備するとともに各機関の応援協力体制が求められる。

本村においては、既に木島平村防災会議が設置されており、今後も、この円滑な運営により防災関係機関の連携強化を図っていくと共に、地域防災計画の見直しを行い、その計画の実施を推進するものとする。

第3 防災中枢機能等の確保

- 1 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。庁舎がその機能を果たせない場合は、木島平村農村交流館を代替施設とする。
- 2 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

第4 複合災害への備え

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めると共に、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

第5 業務継続性の確保

- 1 必要に応じて業務継続計画を見直し、業務継続性の確保を図る。
- 2 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた見直し等を行う。

第5節 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び状況から、木島平村単独では十分な活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。また、他市町村からの要請に備えての協力体制を整備する。

第1 県内全市町村間の相互応援協定

村は平成8年4月1日には「長野県市町村災害時相互応援協定」（改正平成23年12月16日）に加盟し締結している。今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

第2 県外の被災自治体への支援に関する協定

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

第3 県内外全消防本部間の消防相互応援体制

村は、「長野県広域消防相互応援協定」に加盟し、北信地域に属している。また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、「緊急消防援助隊」が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる「緊急消防援助隊運用要綱」が制定された。平成15年6月に「消防組織法」が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

第4 広域活動拠点の確保

村は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域活動拠点を選定すると共に、応援活動が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位後方医療体制についてあらかじめ近隣市町村と調整を行う。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第1 医療資機材の備蓄

医薬品等の備蓄は、医薬品取扱業者等の協力を得て行う流通備蓄と、災害拠点病院で行う在庫備蓄により対応する。

第2 救助・救急知識の普及啓発活動

村は、災害発生時の救助・救急活動について、地域で協力して活動ができるよう、その知識の普及啓発を図る。

第3 災害医療支援体制の整備

村は、災害拠点病院を中心に、村の枠を超えた後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

第7節 消防・水防活動計画

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第1 消防活動計画

1 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は高齢化及び減少の傾向にあるので、消防団の施設・装備・処遇の改善、訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の確保を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

2 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震型防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用等による消防水利の多様化を図る。

また、老朽化した消火栓については計画的な更新を図ることとする。

3 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

4 消防団・自主防災組織の活動強化

災害初期における、消火、救助活動等は、村民、事業所等による自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、消防団とこれらの組織との連携等を通じて自主防災組織の結成を促進する。平常時から消防本部、消防団及び各集落等の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

5 火災予防

(1) 火災予防運動の実施

村民に火災予防思想と予防知識の浸透を図るため、関係機関、団体の協力のもとに春秋2回火災予防運動を実施するほか、毎月1日の防火の日に火災予防の徹底を図る。

(2) 防火思想、知識の普及

広報紙、ふう太ネットによる音声告知等により、村民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(3) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

(4) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(5) 林野火災の予防

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図り、火災時における消火活動が迅速かつ適切に行えるよう体制を整備する。

ア 防火思想の普及

林業関係機関及び防災関係機関の協力を得ながら、林野所有者、入山者、地域住民に対し、林野火災予防の広報、森林愛護や防火思想の徹底を図る。

イ 林野所有者（管理者）に対する指導

焚き火、火入れ等における消防本部への届出、「森林法」及び条例等に基づいた適切な処理の推進について指導を行う。

ウ 春先など 火災多発期における広報、巡視の強化

第2 水防活動計画

水防活動が迅速にかつ的確に実施できるように、資機材等の整備の充実を図るものとする。点検は、毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合には、速やかに補充整備を行うものとする。村は、次に掲げる事項のうち責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- 1 水防団（消防団）の活動体制の確立・整備
- 2 水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか、緊急時に使用できる資材業者等の協力体制の整備
- 3 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- 4 平常時における河川、遊水地等の水防対処箇所の巡視
- 5 河川ごとの水防工法の検討
- 6 居住者への立ち退きの指示体制の整備
- 7 洪水時等における水防活動体制の整備
- 8 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- 9 水防訓練の実施
- 10 内水排除における排水ポンプ及び排水ポンプ自動車の手配・稼働等に係る連絡体制の整備
- 11 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

- 12 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。
- 13 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、村長に報告するものとする。

第8節 要配慮者の安全確保

災害発生時に迅速・的確な行動がとりにくい障がい者、病弱者、高齢者、妊婦、乳幼児、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者対策を推進する。要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

第1 要配慮者支援計画の作成

1 要配慮者支援計画の作成

村は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

村は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

村が定める事項は、以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

村は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ・ 区長（自主防災組織）
- ・ 飯山警察署
- ・ 岳北消防本部
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 木島平村社会福祉協議会
- ・ その他、村長が必要と認めた支援者等

イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。

生活の基盤が自宅にある方で以下の①～⑥のいずれかに該当する者とする。

- ① 要介護3以上の者
- ② 身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓・呼吸器機能の障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳A1を所持する者
- ④ 精神障害保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の者
- ⑤ 村の福祉サービスを受けている特定医療費（指定難病）受給者
- ⑥ 上記以外で区（自主防災組織）が支援の必要を認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は、記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由（障がい等の種別）
- ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

村は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる事項

村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下にあげる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。
- ・避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に管理するよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を避難支援等の用に供する目的外のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。

カ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、村は、避難支援等関係者とされたものが避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

村は、防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年1回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害

時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

(3) 個別避難計画作成の努力義務

村は、地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

村は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(6) 個別避難計画の事前提供

村は、地域防災計画に定めるところにより、岳北消防本部、飯山警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織（区長）など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(7) 避難行動要支援者への配慮

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

2 地区防災計画との調整

村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第2 社会福祉施設等における対策

1 避難確保計画の策定

社会福祉施設等が浸水想定区域、土砂災害警戒区域に立地する場合、水害・土砂災害に対する避難確保計画を策定し避難訓練を実施するものとする。

なお、計画を策定したときは、遅滞なく、これを村長へ報告するものとする。

2 避難確保計画に記載すべき事項

- (1) 防災体制に関する事項
- (2) 避難の誘導に関する事項
- (3) 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 防災教育及び訓練に実施に関する事項
- (5) 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

3 地域社会との連携

施設の入所者は、自力で避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設の職員だけでは不十分である。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

4 緊急連絡先の整備

施設は、災害時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

5 応援体制及び受援体制の整備

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

また、村は一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定する。

第3 外国人、観光客に対する対策

1 観光客の安全対策の推進

- (1) 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。
- (2) 観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した、対応マニュアル等を作成するよう努める。

2 外国籍村民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど、外国籍村民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

3 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

村は、外国籍村民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

4 防災教育・防災訓練の実施

村は、必要に応じて、外国籍村民等に対する防災知識の普及を図る。

第4 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の関連施設対策

警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第5 広域相互応援体制の確立

村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

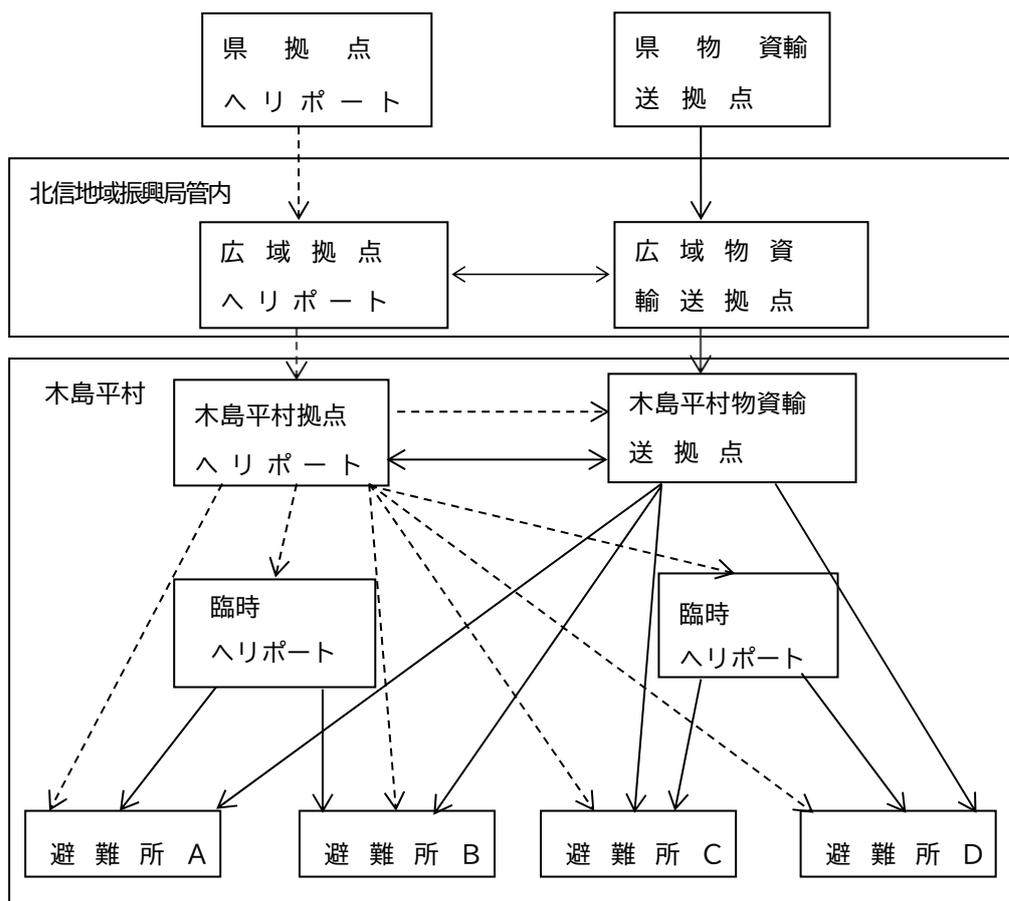
第9節 緊急輸送計画

災害時における負傷者、応急対策用資機材及び要員などの輸送を迅速かつ円滑に実施するため、陸上輸送にヘリコプターによる空輸を加えた総合的な計画とする。

第1 緊急輸送の概念

緊急輸送の概念は、次のとおりとする。

緊急輸送の概念図



凡 例 —————→ 陸上輸送 - - - - - → ヘリによる空輸

第2 緊急輸送道路の確保計画

1 緊急輸送道路の指定

緊急輸送のための道路を確保するため、警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画の策定により、あらかじめ確保すべき幹線道路を指定し、その確保に努める。

なお、選定の条件は、次のとおりとし、この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

- (1) 本村と隣接市町村を接続する幹線道路
- (2) 避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路
- (3) 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係機関等の施設を接続する道路

2 緊急輸送道路の確保

次により、緊急輸送道路の確保に努める。

- (1) 国・県と緊密な連絡をとり、幹線道路に架かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。
- (2) 建設団体の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。
- (3) 災害に強い道路幅の確保に努める。

第3 緊急用ヘリポートの指定

道路の損傷等により陸上輸送が不可能となる場合に備え、ヘリコプターによる空輸の確保を図るため、次により緊急用ヘリポートを選定する。

このヘリポートは、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

1 拠点ヘリポート

複数の機体が同時に利用できるような広さをもった緊急用ヘリポートで、ヘリコプターによる応急活動の拠点となる。

2 物資輸送拠点

自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

3 住民への周知

拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

第4 輸送体制の整備

県、輸送関係機関等の協力を得て、適切な交通規制の実施、必要な車両等の確保のための体制の整備に努める。

- 1 緊急輸送道路の指定にあたり、交通規制等が円滑に実施できるよう、飯山警察署、道路管理者等と事前協議を行う。
- 2 旅客・貨物輸送機関の協力を得て、応急対策に必要な車両等の確保を行う。
- 3 物資輸送拠点として、避難所等他の応急活動に支障をきたさない場所で、支援物資を集積、分類して、各避難所等に輸送できるような施設を選定する。
- 4 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。
- 5 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点への非常用電源や非常用通信設備の設置、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。
- 6 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両標章の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第5 緊急通行車両の事前確認

災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる村有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定し事前に県公安委員会の確認事務を済ませておく。

第10節 障害物の処理計画

風水害時には、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第1 障害物処理体制の整備

- 1 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。
- 2 建設業者等に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。
- 3 レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。
- 4 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。
- 5 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

第11節 避難収容活動計画

災害の危険から村民の生命・身体の安全を図るための避難及び災害により住家を失った者の収容に関する計画とする。

第1 避難計画の策定等

- 1 次の事項に留意して避難計画を作成すると共に、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。なお、村は、避難情報の発令を行う際に、県等に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置を講ずべきことにも留意する。
 - (1) 避難情報の判断基準及び伝達方法
 - (2) 避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - (3) 避難所等への経路及び誘導方法
 - (4) 避難所等の開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給食措置
 - イ 給水措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用品の支給
 - オ 負傷者に対する救急救護
 - (5) 避難所等の管理に関する事項
 - ア 避難収容中の秩序保持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
 - オ 感染症感染防止対策
 - (6) 広域避難地等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
 - (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア 平常時における広報
 - (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (イ) 住民に対する巡回指導
 - (ウ) 防災訓練等
 - イ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報
 - (エ) 情報通信施設、ホームページ、公式LINE、Lアラート、SNS等
- 2 避難所等の村民への周知に努める。

- 3 迅速な避難情報の発令に努め、避難の実施にあたっては警察官、消防署員等の協力を得て円滑に行う。
- 4 避難所等としての機能の整備を行う。
- 5 施設管理者との協議を行い、円滑な避難所等の開設を図る。
- 6 避難行動要支援者対策
村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者本人の同意を得たものはあらかじめ、同意を得ていないものでも、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等に携わる消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備を一層図るものとする。
- 7 帰宅困難者等対策
帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定すると共に、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第2 避難所等の整備

避難所等の整備を積極的に実施するため、次のとおり計画する。

- 1 現在指定されている避難所等について、災害の種類ごとに安全度を検討し、必要がある場合は改修及び改修に係る支援等を行う。
また、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの等の施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。
- 2 非常用の食料や資機材の備蓄等避難所等としての機能の充実を図る。
 - (1) 主に避難所等になる場所に備蓄庫等の必要な設備の整備に努める。
 - (2) 非常用食料については、計画的に備蓄する。
 - (3) 次の資機材について計画的に備蓄する。
毛布などの寝具・仮設トイレ・発電機他必要な資機材
 - (4) 備蓄した非常用食料、資機材については、国が運用する物資調達・輸送調整等支援システムに登録し、災害時に円滑に活用できるよう整備する。
- 3 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように体制を整える。

第3 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

- 1 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。
- 2 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- 3 やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第4 広域避難場所の確保

将来に向けて広域避難場所の確保を図る。

第5 応急仮設住宅の供給体制の整備

応急仮設住宅の供給体制について次のとおり整備する。

- 1 設置場所の候補地、設置可能戸数及び候補地周辺のライフラインを把握し、記録しておく。
- 2 建設団体等との協力体制を整備する。
- 3 利用可能な村営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- 4 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- 5 利用可能な賃貸住宅等の情報の把握と被災者に提供する体制を整備する。

第6 学校における避難確保計画

浸水想定区域、土砂災害警戒区域に立地する場合、水害・土砂災害に対する避難確保計画を作成し避難訓練を実施するものとする。

なお、計画を作成したときは、遅滞なく、これを村長へ報告するものとする。避難確保計画に記載すべき事項

- 1 防災体制に関する事項
- 2 避難の誘導に関する事項
- 3 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 4 防災教育及び訓練に実施に関する事項

5 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第12節 孤立防止対策

本村の地形から災害による孤立地区の発生は否定できないため、他の災害予防計画と調整を図りながら、予防に万全を期す。

第1 孤立予想地域の把握

災害の種類ごとに孤立予想地域の把握に努める。

- (1) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの者、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (2) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

第2 通信手段の確保

第3節「情報の収集・連絡体制計画」による。

第3 道路網の耐震化

第21節「道路及び橋梁災害予防計画」による。

第4 備蓄の推進

村は、孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮すると共に、孤立が予想される地域の住民に対して、平素から備蓄を行うよう啓発を行う。

第5 指定緊急避難場所の確保

災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する。また孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間（孤立予想地域にあっては、最低1週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、県が定める「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第1 調達・供給体制の整備

調達・供給体制について次のとおり整備する。

- 1 県、ながの農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、食料品の調達体制を整備する。
- 2 日本赤十字奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、炊き出し等を行う供給体制の整備を図る。
- 3 学校給食センターの活用を図る。
- 4 応急対策が長期間にわたる場合は、民間の給食業者を通じての供給体制について検討する。
- 5 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図るものとする。
- 6 物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄品を登録するとともに、災害時に活用できるよう整備を図る。

第2 食料品の備蓄

外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、県が定める「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」に基づき、別紙「木島平村災害備蓄品整備計画」で定める。

- 1 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行うものとする。
- 2 食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

第14節 給水計画

災害時においても、給水が実施できるように、災害に強い水道施設の整備を行い、災害の発生に備え、資器材の整備点検を行うものとする。

また、村は、水の備蓄において、県が定める「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて、別紙「木島平村災害備蓄品整備計画」により行うものとする。

第1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

1 水道施設の整備

老朽管の布設替えの促進、配水管の管網化、配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置等、施設の災害に対する安全性の確保の整備を行う。

2 生活用水等の確保

- (1) 村内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。
- (2) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

3 予備水源等の確保

予備水源、予備電源の確保を行う。

第2 飲料水等の供給計画

飲料水等の供給計画について、次のとおり定める。

- 1 給水車の整備及び民運行計画の策定等、給水体制の確立
- 2 給水タンク及び非常用給水袋などの整備
- 3 被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討

第3 家庭での飲料水等の確保

村民における飲料水等の備蓄について次のとおり促進する。

- 1 ボトルウォーター等による飲料水の備蓄
- 2 風呂の残り湯の活用による生活用水の確保
- 3 バケツ、ポリタンク等の給水用具の確保
- 4 自家用井戸等の維持、確保

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

災害発生時には、村民の生活物資の喪失、流通機能の低下等による生活必需品の著しい不足に備え、生活必需品の備蓄・調達体制の整備について必要な事項を定める。

第1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- 1 県が定める「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて、別紙「木島平村災害備蓄品整備計画」により行うものとする。
- 2 流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。
- 3 村民に対し防災思想の普及啓発を行い、村民自らの備蓄の促進を図る。

【災害時の主な生活必需品】

- ・寝具（タオルケット、毛布等）
- ・衣類（下着、靴下、作業衣等）
- ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）
- ・感染症対策（マスク、手指消毒用アルコール等）

第2 調達・供給体制の整備

調達・供給体制について、次のとおり整備する。

- 1 流通業者等の協力を得て、生活必需品の調達体制を整備する。
- 2 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- 3 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。
- 4 物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄品を登録するとともに、災害時に活用できるよう整備を図る。

第16節 危険物施設等災害予防計画

災害により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第1 危険物施設災害予防計画

村は、岳北消防本部の指導・協力を得て、危険物を保有する施設において、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る。

1 規制及び指導の強化

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。
- (2) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- (3) 立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

2 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

3 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

4 相互応援体制の確立

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

5 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

第2 その他の危険物施設等の災害予防計画

火薬類、高圧ガス施設、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、施設等の実態を把握するとともに、関係機関と協力して、施設の管理者、村民等に対して指導徹底する。

第17節 ライフライン施設災害予防計画

生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、水道等のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業体においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

村としては、各事業体に対し施設の防災性向上と発災後の早期復旧の方策検討を要請していくと共に、行政としても協力を行う。

第1 上水道災害予防計画

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図ることとする。

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

水道事業については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となり、十分な施設整備が難しい状態である。緊急時の水道施設の確保については、ライフラインの確保の観点から重要であり、緊急時連絡管等の整備が必要である。また、水道事業者相互の応援体制については、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、さらに、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することも可能である。そのため、村は必要に応じて次の事業を推進することとする。

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- (3) 他水道業者相互の緊急連絡網の整備促進を図るものとする。
- (4) 応急的な復旧資材の備蓄を行うものとする。
- (5) 水道管路図等の整備を行うものとする。

第2 下水処理施設・設備災害予防計画

木島平村浄化センター（下水処理場）及び個別浄化槽設備は、水道、電気、ガス等と並び、村民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことができない重要な施設である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後、建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策を講ずる。また、被害の予防を図るとともに、災害時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

1 施設・設備の安全性の確保

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。そのため、村は必要に応じて次の事業を推進することとする。

- (1) 重要な管渠及び処理施設場のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。
- (2) 緊急連絡体制の整備、被災時の復旧体制の確立
 - ア 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。
 - イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。なお、被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。
- (3) 緊急用、復旧資材の計画的な確保
被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水処理施設・設備の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用資機材の計画的な整備に努める。
- (4) 下水処理施設・設備等台帳の整備・拡充
公共下水道については、諸施設を適切に管理するため、「下水道法」においてその調整、保管が義務づけられているが、農業集落排水処理施設等が災害により被災した場合も、その被害状況を的確に把握する必要があるため、施設・設備台帳の整備を図る。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように整備する。
- (5) 管渠及び処理場施設の系統の多重化
村は必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化等による代替性の確保に努める。

第3 電気施設災害予防計画(電力事業者)

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、「災害に強い電気供給システムの整備促進」「災害時を想定した早期復旧体制の整備」を重点に、予防対策を推進する。

1 施設・設備の安全性の確保

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保することが求められる。

- (1) 中部電力パワーグリッド株式会社に協力を要請すること水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うとともに、平常時から電力の相互融通体制を確立し、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくこと。

- (2) 職員の配置計画 通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立することが求められる。
- ア 中部電力パワーグリッド株式会社に協力を要請すること 非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立すること。
- (3) 関係機関との連携 電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくことが求められる。また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

第18節 災害広報計画

災害時の住民の的確な防災行動と人身の安定を図るため、迅速かつ正確な広報を実施するための体制の確立を図る。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

第1 被災者及び住民等への情報の提供体制

現在、本村で対応可能な手段は次のとおりである。

- 1 広報紙、ポスター、チラシ等の印刷物の発行配布
- 2 広報車等の機動力による現地広報
- 3 情報通信施設による屋内外放送及びCATV 広報
- 4 村公式LINE等による広報
- 5 緊急速報メールによる広報
- 6 相談窓口の設置
- 7 Lアラート
- 8 ホームページ

第2 広報体制の整備

- 1 被災者及び住民等からの問合せに対する窓口やファックス、パソコン（インターネット）を設置し、専属の職員が対応できるよう体制の整備を検討する。
- 2 村のホームページ、村公式LINE、情報通信施設等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の充実強化を図る。
- 3 2のほか、被災者及び住民等に対して、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- 4 村は、安否情報の照会・回答手続き及び照会者の範囲・確認方法を検討し、住民への周知を図る。
- 5 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第3 広報文の事前の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに次の場合を想定して、判り易い広報文を作成する。

- 1 災害の発生が予知又は予想される場合
- 2 災害が発生した場合
- 3 応急対策活動が実施された場合

第4 住民・報道機関への対応の検討

報道機関への対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制を整えるほか、Lアラートを活用する。

住民からの問い合わせに対しては、専用電話、FAX、インターネットを備えた専用の窓口を設け、職員が専属で対応できる体制を整備する。

第19節 土砂災害等の災害予防計画

地すべり、山地災害、土石流及びがけ崩れの災害を防止するため、県及び防災関係機関等と協力しながら総合的かつ長期的な対策を実施する。

第1 地すべり防止対策

1 防止対策

地すべり等防止法に基づき、県、防災関係機関等と協力しながら防止工事を早急に実施するよう努める。

2 防災対策

防災関係機関等は地すべりの危険地域の実態把握に努めると共に、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、村民と協力し、防災パトロール、排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

また、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。

第2 山地災害危険地の災害防止対策

1 防止対策

近年の気象状況下では、山地に隣接した宅地の災害リスクは増大している。このようなことから、県が行う山地災害危険地区の見直し調査等に基づきながら、危険地の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努める。

2 防災対策

当面の防災対策は、次のとおり。

- (1) 山地災害危険地の周知
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及
- (4) 山地災害に配慮した土地利用の誘導

第3 土石流防止対策

1 防止対策

近年、山地災害と同様、林業者の高齢化に伴う山林の荒廃により、土石流による災害の危険は増大している。

村は、土石流危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努める。

2 防災対策

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じると共に、土石流危険箇所を住民に周知する。

第4 急傾斜地崩壊防止対策

1 防止対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険地域に指定して、その所有者、管理等に対し必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを指示することになっている。

なお、県の実施する防止工事として所有者、管理者等が施行することが困難又は不相当と認められるものについては、計画に基づき、防止・防災事業の推進を図っている。

2 防災対策

- (1) 危険箇所の把握と周知
- (2) 迅速かつ適切な避難勧告等の実施のための警戒避難体制の確立
- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及

第5 土砂災害警戒区域の対策

1 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (2) 勧告による移転者又は移転を希望する者への支援及び相談窓口の確保

2 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。
- (2) 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第20節 建築物災害予防計画

建築物の防災性を高め、災害から住民の生命、財産の保護及び円滑な応急対策を実施するための予防対策を講ずる。

第1 公共施設の災害予防

公共施設は、平常時は不特定多数の者が使用する機会が多く、また被災時には避難所や救護所等防災対策上重要な拠点となる建物である。

村は、管理する施設のうち防災上重要な施設について、火災及び台風等の災害に対する建物の不燃堅ろう化を図るものとする。また、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

このため、これらの施設の防災性を向上させることは、発災時の被害の軽減とその後の応急対策の実施に大きく影響するため、計画的な予防対策が必要である。

1 公共施設の点検・改修の実施

- (1) 施設等の管理者は、がけ崩れや堤防決壊による被害を受けないかなど、施設の立地条件を考慮し、防災対策に努める。
- (2) 屋根材、看板等の飛散、落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

2 施設の防災体制の整備

施設等の管理者は、利用者等の安全を確保するため、施設の防災計画を定め防災体制を整備する。

3 施設の安全性確保

- (1) 施設を新築、改築等する場合は、利用者等の安全確保、災害に対する安全性の確保に努める。
- (2) 点検等により改築、改修が必要な施設は、計画的な実施ができるよう努める。

第2 一般建築物の災害予防

建物への被害は、住民の安全の確保はもとより、災害復旧に大きな影響を与えるので、積極的な予防対策に努める。

- 1 関係機関と協力し、建築基準法及び関係法令による建物の安全性の確保を図る。
- 2 老朽建物については、その補強方法の紹介や改築の奨励を行う。
- 3 建築時の地形・地盤等の立地条件に注意し、特に耐震・耐火性の建築にすることを推奨する。
- 4 屋根材、看板等の飛散、落下防止のための指導及び啓発を行う。

第3 文化財の災害予防

文化財については、文化財保護法あるいは長野県文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。

これら文化遺産の伝承を全うするため、その防災対策を講ずる。

1 全般的な対策の推進

県及び関係機関の協力を得ながら、文化財の保護対策を推進する。

- (1) 文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図る。
- (2) 文化財の所有者、管理者に対する管理保護について、指導と助言を行う。
- (3) 防災施設の設置事業の推進とそれに対する助成措置の活用を図る。

2 予防対策

文化財の所有者、管理者に対し、防災対策の徹底を期すよう指導する。

(1) 防災体制の確立

- ア 災害に対する管理体制の整備
- イ 災害に備えた環境の整備
- ウ 火気の使用及び危険物等の持込みの禁止
- エ 自衛組織の整備とその訓練の実施

(2) 防災施設等の整備

- ア 消火器、自動火災報知設備等の消防用設備の整備
- イ 避雷装置、防火壁、その他の設備の整備

第21節 道路及び橋梁災害予防計画

道路は避難路や物資の輸送路として災害時の応急・復旧対策に重要な役割を果たすものであるから、その機能を確保するための予防対策を講ずる。

第1 道路及び橋梁の災害予防

1 主要な道路の整備

計画的な主要な道路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。

2 既存道路の対策

道路改良、法面保護等を計画的に行う。橋梁についても、長寿命化対策を計画的に行う。

第2 農道・林道及び橋梁の災害予防次により予防対策に努める。

1 定期的なパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。

2 必要に応じ道路改良等を行う。特に林道については、その立地条件から法面の崩壊、地すべり対策を行う。

第3 関係団体との協力体制の整備

国及び県の道路管理者等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

第4 危険防止のための事前規制

気象情報等により、あらかじめ災害の発生が予想される道路・橋梁については、飯山警察署、道路管理者等の協力を得て、車両等の通行を事前に規制する。

第22節 河川施設等災害予防計画

洪水等の災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川改修等の予防対策を進める。

第1 河川改修

1 一級河川の河川改修

本村域にある一級河川は3河川である。これらの河川は北信建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に河川改修が進められているが、より一層の河川改修の実施を要望する。

2 準用河川・普通河川の河川改修

村管理の準用河川は12河川である。これらの河川及び普通河川は流域の開発状況等をみながら、水害の危険度、経済的重要性を考慮し、計画的に河川改修を実施していく。

第2 関係団体との協力体制の整備

国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

第3 浸水想定区域内の災害予防

1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称・住所等及び施設に対する避難情報の伝達方法を地域防災計画に定め、避難確保計画の作成を支援する。

2 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第23節 農林水産物災害予防計画

複雑な地勢と気象条件、水質環境にある農林水産業は、絶えず災害におびやかされているが、これを未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策に努める。

第1 農産物災害予防計画

- 1 北信農業農村支援センター、ながの農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、農業者等に対し気象情報の伝達、気象条件に対応した技術指導及び予防技術対策の周知徹底を図る。
- 2 農産物を凍霜害から未然に防止するため、長野地方気象台が発表する霜注意報を受けて村からも情報提供を行う。

第2 林産物災害予防計画

- 1 適正な森林管理は保水機能の確保や山地災害の防止等防災機能を果たすため、県、北信州森林組合等関係機関・団体等と連携し、木島平村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- 2 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

第24節 二次災害の予防計画

災害発生時には、二次災害の危険性の有無について、迅速かつ適確に調査を行い、被害の拡大や社会不安の増大を防止するよう努める。

第1 建築物に係る二次災害予防対策

危険家屋の把握に努め、応急危険度判定士等の協力を得て、建物倒壊による二次災害の防止を図る。

第2 道路・橋梁等に係る二次災害予防対策

あらかじめ危険箇所や点検すべき箇所を把握し、北信建設事務所等の関係機関の協力を得て、落石、落橋等の二次災害の防止を図る。

第3 危険物施設等に係る二次災害予防対策

1 予防対策

危険物等による二次災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と協力し、次の事項について施設の立入検査を随時実施し、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物施設等の位置、構造及び施設の維持管理状況
- (2) 危険物等の貯蔵、取扱状況
- (3) 危険物施設等の周辺の環境整備状況

2 施設、資機材の整備

危険物施設等の所有者、管理者は、二次災害に即応するための設備の整備、資機材等の備蓄を図ると共に、保安体制の強化に努めるよう指導する。

第4 河川施設に係る二次災害予防対策

北信建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- 1 河川、ダムのでん体への被害による二次災害の防止
- 2 倒木の流失による二次災害の防止

第5 山間地等における二次災害予防対策

北信建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害の発生防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- 1 急傾斜地等の亀裂、地盤の緩みによる土砂災害の防止
- 2 溪流における土石流や火山噴出物の堆積による泥流の防止
- 3 倒木の流失による二次災害の防止

第25節 防災知識普及計画

村は、防災関係機関及び村民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、村民、事業所等に対する各種防災教育を行い、災害対応力向上を図るものとする。また、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

第1 防災広報

1 防災に関する講習会及び説明会の開催

防災に関する講習会及び説明会を開催して防災知識の高揚を図り、予防対策に役立てる。

2 村広報紙等の印刷物による防災知識の普及

村内全世帯に配布する村広報紙等を通じて、村民の防災知識の周知徹底を図る。

3 避難行動マニュアルの配布

防災関係の諸情報の掲載された避難行動マニュアルを作成、配布し、住民の防災についての関心を高める。

4 広報の内容

(1) 地域防災計画概要

(2) 災害予防

ア 家屋や塀の耐震化の促進に関して

イ 家具類の転倒、落下防止措置に関して

ウ 火気使用器具の点検整備及び火気管理に関して

エ 消火器・消火用水の準備に関して

オ 非常用飲料水・食料の準備に関して

カ 救急医薬品の準備に関して

キ 生活必需品及び防災用品の準備に関して

ク 防災講習会・訓練への参加に関して

ケ 家庭内での防災についての話し合いに関して

コ 自主防災組織への積極的な参加に関して

サ 指定避難場所の確認及び避難方法に関して

(3) 災害時の心得

ア 地震情報及び県、村、消防署、警察署等の防災関係機関からの情報の入手に関して

イ 火の始末に関して

ウ あわてて外へとびださず、丈夫な机等に身を寄せるなどの応急対応に関して

エ 心の落ち着きと冷静な判断に関して

オ 非常時における出入口の確保に関して

カ 出火防止及び初期消火に関して

キ がけ崩れ・地すべり、土石流等に関する注意事項に関して

ク 出水等に関する注意事項に関して

ケ 住民相互の協力体制に関して

コ 秩序の遵守と衛生に関して

- サ 電話・自動車の利用自粛に関して
- シ 幼児・児童・老人・身体障がい者・病弱者等の要配慮者の安全確保に関して
- ス 男女のニーズの違いに対する配慮に関して
- セ 生活物資の買い急ぎ及び預貯金の引出しの自粛に関して
- ソ 避難する際の注意事項に関して
- タ 帰宅困難者に対する一斉帰宅抑制の基本原則や安否確認手段に関して

第2 村職員の研修

職員の多数が集合する機会を利用して、一般的及び共通的な防災知識の教育を行うと共に、それぞれの職場に合った教育を実施する。

第3 災害教訓の伝承

村は、過去の災害からその教訓を踏まえて、防災に対する住民の意識の高揚を図るため、防災訓練はもとより、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの協力を得て、積極的な広報活動を行う。

第26節 防災訓練計画

この計画は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するために、防災関係機関の連携、相互連絡協調体制及び地域住民が連携した協力体制の確立に重点を置く。村ぐるみ防災訓練と各個別訓練を実施し、有事に際して即応できる体制を確立すると共に、防災思想、防災知識の普及を図り防災体制の万全を期する計画とする。

第1 本村の実施する防災訓練

防災訓練は、村が主催し、防災関係機関、村民その他関係団体の協力を求め、毎年1回実施する。

防災訓練の方針は、次のとおりである。

- (1) 災害情報の伝達及び広報体制の確立
- (2) 災害発生時の行動と処理の徹底
- (3) 家庭における非常用物資の備蓄啓発
- (4) 防災組織による実戦活動の推進及び指導
- (5) 企業の自助自立の精神に基づく訓練の実施と防災体制の強化
- (6) 村及び防災関係機関の連携活動の強化
- (7) 県及び他市町村との広域協力体制の強化
- (8) 国、指定地方行政機関及び公共機関等との協力体制の強化

第2 その他の訓練

1 水防訓練

水害対策訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。

- (1) 岳北消防本部や北信建設事務所等の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。
- (2) 消防団による排水訓練等を行う。

2 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。

- (1) 様々な条件下での出動訓練、火災を防ぐ訓練
- (2) 岳北消防本部と消防団との合同訓練

3 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。

- (1) 医療救護・人命救助訓練
- (2) 炊き出し訓練
- (3) 給水訓練

4 通信訓練

災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。

- (1) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練

- (2) 村防災行政無線の通信訓練
 - (3) 「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練
- 5 避難訓練
災害時における避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て実施する。
- 6 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練
災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、村災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。
- 7 情報収集及び伝達訓練
災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。
- (1) あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練
 - (2) 村民等への情報伝達、避難誘導訓練
 - (3) アマチュア無線局との情報伝達訓練
- 8 広域防災訓練
広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。

第3 自主防災組織の実施する防災訓練

自主防災組織は、各々が策定する地区防災計画に基づき訓練を実施し、村は必要に応じて協力するものとする。

第27節 災害復旧・復興への備え

災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備すると共に、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。

第1 災害廃棄物の発生への対応

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地を指定し広域処理体制の充実に努めるものとする。

第2 データの保存とバックアップ

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくと共に、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

保存すべきデータには、概ね次のようなものがある。

- 1 所管施設の設計図、構造図等
- 2 公図等の写
- 3 住民情報等のコンピュータデータ

第3 災害復旧用材の備蓄及び供給体制の整備

1 災害復旧用材の備蓄

災害発生後の復興のため、農林水産省（林野庁）は国有林材（素材）を備蓄しており、中部森林管理局においても必要数量を備蓄している。

2 供給体制の整備

県とともに供給体制の整備に努める。

第4 罹災証明書の発行体制の整備

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第28節 自主防災組織の育成に関する計画

災害時に、被害の防止又は軽減のために、村民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。

第1 地域住民等の自主防災組織の育成

各地区の災害対策本部を明確に組織化し、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに、行政機関及び消防機関との連携を図り、災害による被害の拡大を防止する。

また、各区長に対して防災研修を実施し、各区及び行政機関との連絡調整に当たる。

第2 活動環境の整備

村は、自主防災組織の資機材の整備を進める。

第3 組織の活性化

- 1 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等の実施及び青年層女性など多様な主体が組織へ参加することを促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。
- 2 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができ体制づくりを進めるものとする。
- 3 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

第4 各防災組織相互の連携

- 1 地域の自主防災組織間の連携を図るため、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- 2 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。
- 3 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第29節 地区防災計画

災害の規模や種類によっては、行政による対応に限界があり、そのため自助・共助に基づく地域レベルの防災活動の推進が求められている。このため、自主防災組織等が地区防災計画を作成し、村防災会議に対し、地域防災計画（以下この節において「本計画」という。）に地区防災計画を定めることを提案することができる。

第1 地区防災計画の作成

村内の一定の地区内の居住者は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

第2 地区防災計画の提案

自主防災組織等は、村防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この際、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

第3 村防災会議による判断

村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を精査し本計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めなければならない。

また、判断の結果、本計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なくその旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

第4 地区防災計画の実施

本計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第30節 ボランティア活動の環境整備

風水害による被害の状況や規模によっては、村及び防災関係機関の職員だけではその応急対策に対応できないことが予想される。このため、市町村間の災害時応援協定の締結も行われているが、発災直後のマンパワーによる応急対策は、ボランティアに依存する部分も多い。

よって、平常時からボランティアとの連携を強化し、災害時の迅速かつ円滑なボランティア活動を実施するための環境や体制の整備を行う。

第1 ボランティア活動の現状

本村におけるボランティア活動の現状は、木島平村社会福祉協議会が中心となり、それぞれの団体・個人が独自の活動を行っている。

第2 災害ボランティアの事前登録等

木島平村社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティアの育成及び事前登録を行う。

第3 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本村におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第4 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

村は、ボランティアグループ・団体相互間の連携を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

第31節 防災対策に関する財政措置計画

村は、基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた諸施策を実施するため、有効かつ適切な財政措置に努める。

第1 基本方針

村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と協力して地域防災計画を作成し、実施を推進する責務を有する。このため地域防災計画に基づく災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施を推進するため、有効適切な財政措置を実施するよう努める。

第2 木島平村災害対策基金

災害対策基本法第101条の規定により、災害対策基金を積み立てなければならないとされているため、財政事情を勘案し、剰余金を積極的に積立て、災害対策基金に位置付けるものとする。

名称：木島平村災害対策基金

目的：村財政の健全な運営を図る。

使途：次に掲げる経費の財源に充てる。

- 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費
- 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費
- 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費

第3 2節 災害対策に関する調査研究及び観測

防災を取り巻く環境は常に変化しており、社会の高度化・複雑化・多様化に伴い、航空機事故や原子力災害といった大規模な事故災害など、新たな課題が生まれている。また、地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が必要となる。このような事情を踏まえ、村は今後の災害対策の充実強化を図るため、他地域の事例を中心に各種資料の収集に努めるとともに、村民と事業所など地域ぐるみで進める災害対策のあり方や自治体間の広域応援体制等について調査・研究に努めるものとする。また、調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、結果について指導を受ける必要がある。

第1 防災アセスメント

地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を活かすよう努める。また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

第2 データの集積

- 1 国、県が行う観測施設の設置、調査研究に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。
- 2 村の雨量計をはじめとした各種観測データの整理分析を行う。
- 3 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被害状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

第3 広域防災体制の研究

広域相互応援協定の実効性を高めるため、その締結先等と活動体制、情報連絡体制、必要な施設・資機材等の整備に関して法制度を含め問題点を整理し、必要に応じて県・国へ解決に向けての提言を行うものとする。

第33節 観光地の災害予防計画

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第1 観光地での観光客の安全確保

- 1 観光地での災害時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- 2 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- 3 それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。
- 4 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。
- 5 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

第2 外国人旅行者の安全確保策

- 1 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- 2 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- 3 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。

風水害対策編

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

風水害については、防災気象情報や河川の観測データ等を活用することで、災害の危険性のある程度予測できる。このため、迅速な判断による災害の未然防止活動や、円滑な災害応急活動を実施するための災害発生直前活動が極めて重要となる。特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第1 警報等の村民に対する伝達活動

1 特別警報発表時の対応

村は、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に通知する措置を行う。なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村情報通信施設（屋内放送設備）、LINE、Lアラート、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

2 特別警報以外の気象警報発表時の対応

- (1) 村は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。
- (2) 村において、村民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

3 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、避難を要すると判断された地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）への避難指示等を行うとともに、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

第2 村民の避難誘導対策

風水害により、村民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- 1 村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、村民に対して避難のための避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- 2 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。
また、必要に応じて、自主防災組織・村民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。
- 3 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- 4 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- 5 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村民等への周知徹底に努めるものとする。
- 6 村は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し村民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- 7 村民に対する高齢者等避難、避難指示の伝達に当たっては、村情報通信施設（屋内外放送設備）、LINE、Lアラート、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- 8 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- 9 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区

域等の所在等、避難に資する必要な事項を村民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。

- 10 避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- 11 村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- 12 村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- 13 村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

第3 災害の未然防止対策

村は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

1 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

2 河川管理施設、農業用排水施設、下水道等

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに村民に対して周知する。

3 道路

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

4 消防団及び消防機関

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象

が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ

		れたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。

	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

特別警報基準

種 類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指数を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標

【大雨特別警報（浸水害）の場合】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数及び基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 k m 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 k m 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

【大雨特別警報（土砂災害）の場合】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 k m 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

※激しい雨：1 時間に概ね 30mm 以上の雨。

(3) 雨に関する市町村毎、数十年（50 年）に一度の値（令和 4 年 3 月 24 日現在）

市町村等をまとめた区域	市町村名	50 年に一度の値		
		R48	R03	SWI
中野飯山地域	木島平村	262	84	172

注 1) 略語の意味は右のとおり。R48:48 時間降水量(mm)、R03:3 時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)

注 2) 「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる 5 km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注 3) R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注 4) 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。個々

の市町村で 50 年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注 5) 特別警報の判定に用いる R03 の値は、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。

(4) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

(5) 発表基準

警報・注意報発表基準一覧表（長野地方気象台発表 令和 6 年 5 月 23 日現在）

木島平村	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	中野飯山地域		
警報	大雨	表面雨量指数基準（浸水害）	8	
		土壌雨量指数基準（土砂災害）	104	
	洪水	流域雨量指数基準	馬曲側流域＝7.5、樽川流域＝15.2	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 [立ヶ花]	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	79	
	洪水	流域雨量指数基準	馬曲側流域＝6、樽川流域＝12.1	

		複合基準	樽川流域 = (5、12.1)
		指定河川洪水予報 による基準	千曲川 [立ヶ花]
	暴風	平均風速	13m/s
	暴風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が想定される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上	
	濃霧	規程	100m
	乾燥	最小湿度 20%以上で実効湿度 55%※	
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30 cm 以上。 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15 mm 以上。	
	低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温 -14℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm	

※湿度は長野地方気象台の値。

2 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から 5 日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の 2 段階の確度がある。

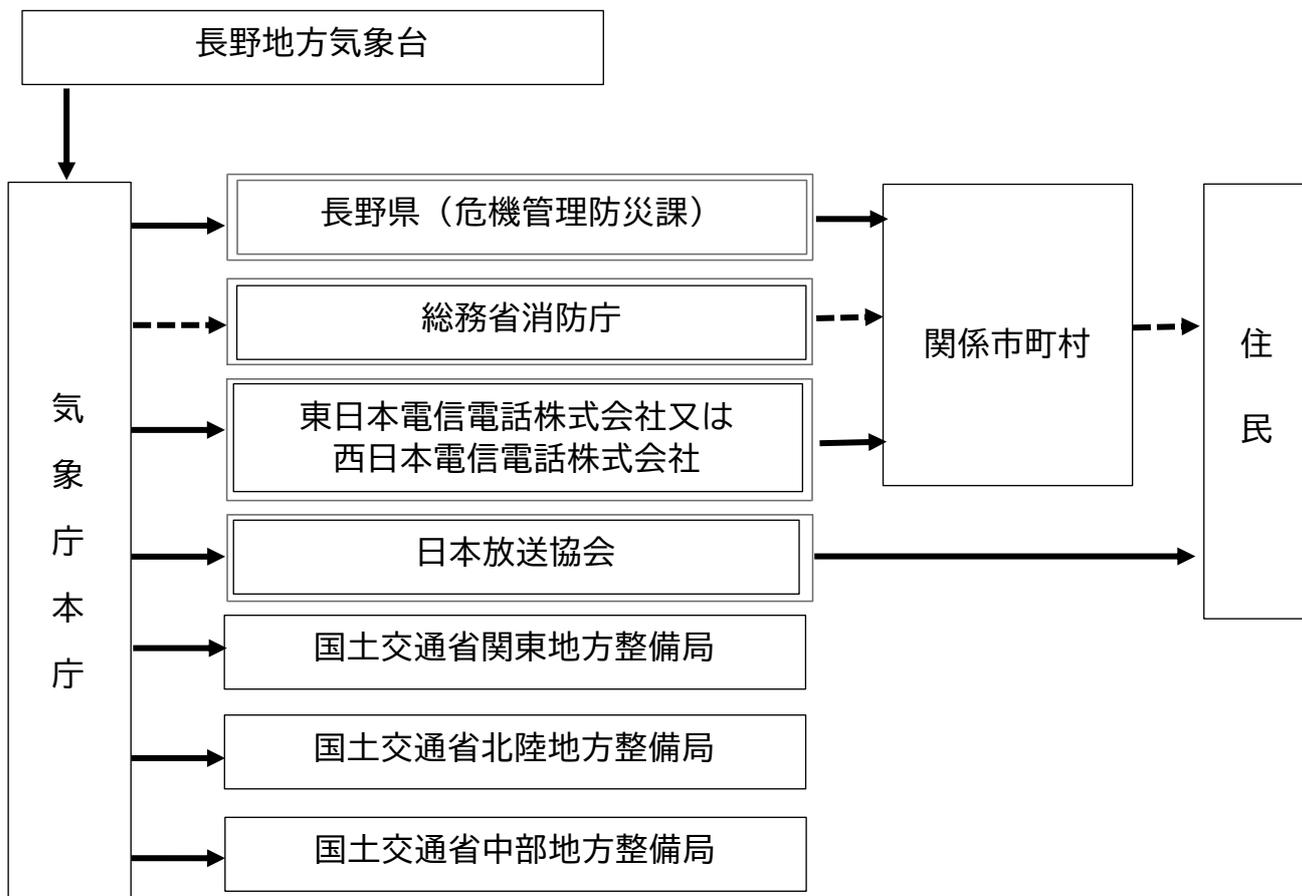
3 全般気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場

合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

- 4 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- 5 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

6 警報等伝達系統図

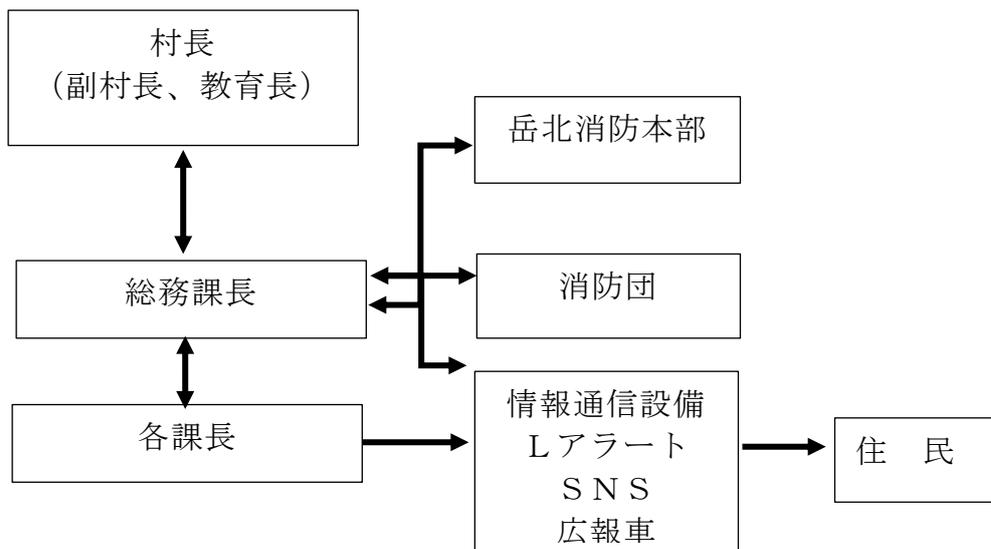


注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 点線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

7 村における伝達系統

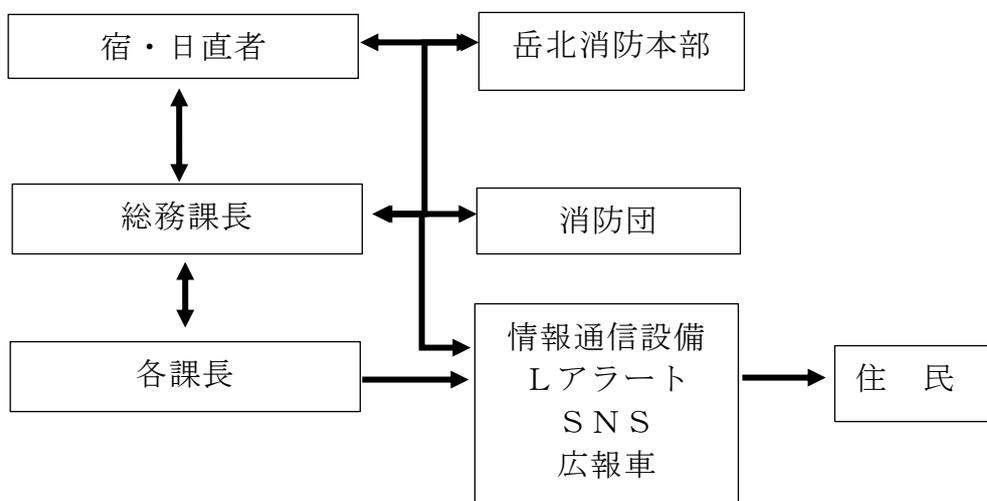
(1) 勤務時間中における伝達系統



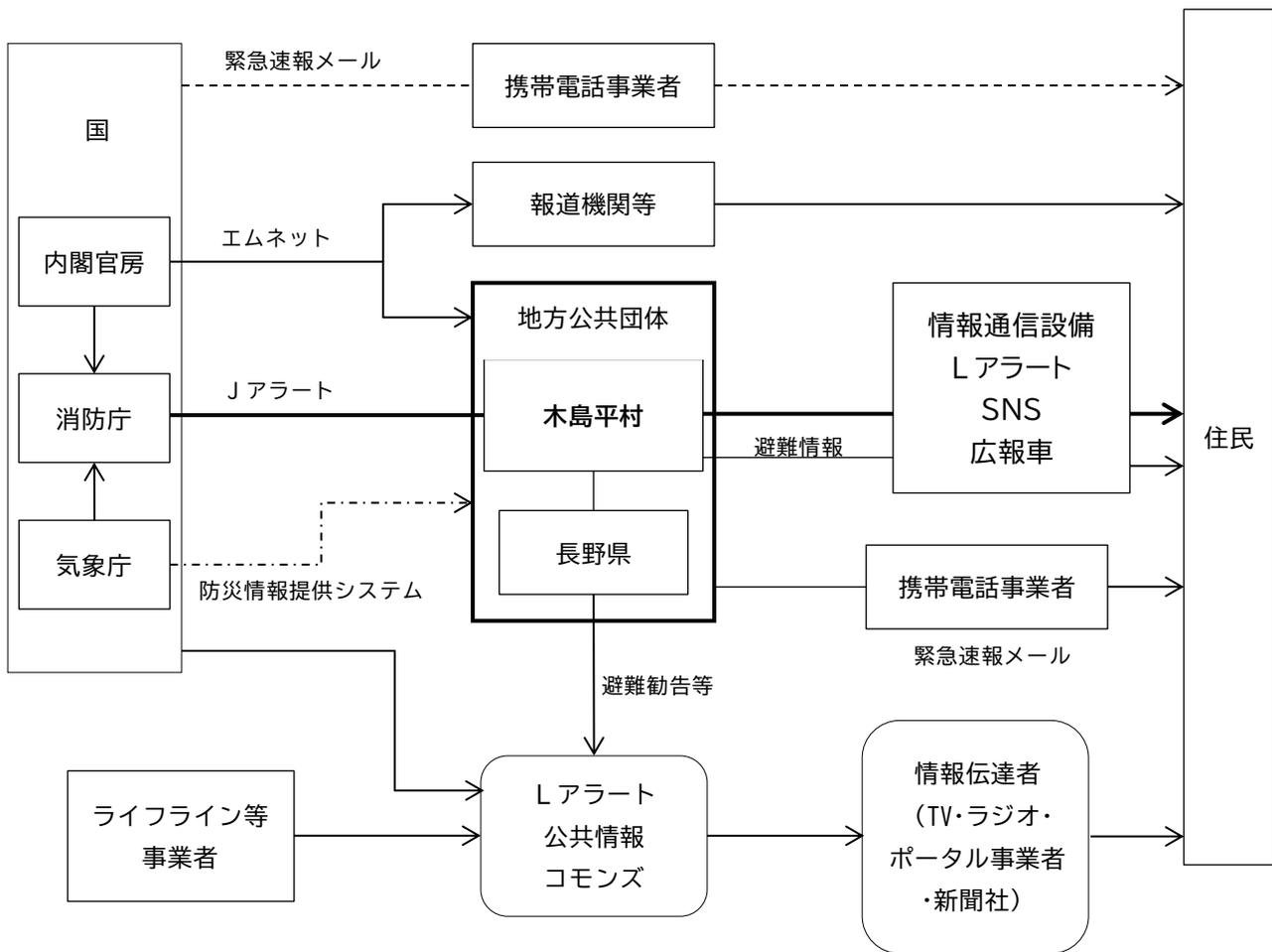
※多重化・多様化した方法により住民及び職員に周知する。

※災害対策本部設置前の伝達系統とする。

(2) 勤務時間外における伝達系統



8 全国瞬時警報システム等による緊急災害情報の流れ



○Jアラート：対処に時間的余裕のない緊急事態の発生を住民に伝え、迅速な避難行動を促すことを目的とする情報伝達システム（全国瞬時警報システム）

○エムネット：官邸から関係機関に緊急情報（弾道ミサイル等国民保護情報）迅速に伝達するための一斉送信システム

○Lアラート：災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者の多様なメディアを通じて住民に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤（災害情報共有システム）

第2節 災害情報の収集・連絡活動

災害情報等の収集は、災害対策本部の設置やその後の応急対策に重要な要素となる。よって、正確かつ迅速な情報収集を実施する。

第1 報告の種別

1 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

2 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

3 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

第2 被害状況等の調査

1 概況速報

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が実施し、総務課総務係でとりまとめ集計を行い、北信地域振興局総務管理課に報告する。

2 被害調査報告

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が関係機関、団体、各区長及び施設管理者等の協力を得て実施する。

なお、各課における班編成、担当区域等は実情に即し各課で別途定める。

調査に当たっては、相互に連絡を密にし調査の脱漏重複等のないように十分に留意し、異なった被害状況調査等は調整する。

また、被害が甚大であり、村において被害調査ができないとき、又は調査に専門技術を要するため村が単独ではできないときは、県の現地機関等に応援を求めて行う。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について、県警察本部の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要配慮者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

被害状況調査の責任機関及び協力機関

調査事項	担当部	協力機関
概況速報（収集できた範囲で）	総務部	北信地域振興局総務管理課
人的被害	総務部	区長会 北信地域振興局総務管理課
住家及び非住家被害	総務部	区長会 北信地域振興局総務管理課
避難勧告・指示等避難状況	総務部	北信地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	民生部	北信保健福祉事務所
農業被害	産業部	北信農業農村支援センター ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所
農地・農業用施設被害	産業部	北信地域振興局農地整備課
林業関係被害	産業部	北信地域振興局林務課
公共土木施設被害 （土砂災害による被害）	建設部	北信建設事務所 国土交通省関係機関
水道施設被害	建設部	北信地域振興局環境課
下水道処理施設等被害	建設部	北信地域振興局環境課
個別浄化槽被害	建設部	北信地域振興局環境課
感染症関係被害	民生部	北信保健福祉事務所
医療施設被害	民生部	北信保健福祉事務所
商工関係被害	産業部	商工会 北信地域振興局商工観光課
観光施設被害	産業部	北信地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育部	北信教育事務所
村有財産被害	総務部	北信地域振興地域政策課
火災被害	総務部	岳北消防本部 消防団
危険物等の事故による被害	総務部	県危機管理防災課 消防団
水害等速報	総務部 建設部	国土交通省千曲川河川事務所 北信建設事務所

3 被害の認定基準

被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
重傷者・軽症者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要があるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼、全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの

	とする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流出	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア 被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、**資料編 資料4**のとおりとする。これらの報告は、関係各課等において地域振興局、建設事務所、保健福祉事務所等県現地機関へ行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、直接県へ報告しその後地域振興局等へ報告する。

なお、各課等は、県機関等へ報告した「写」を政策情報係へ提出する。政策情報係ではこれを整理集計する。

イ 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は北信地域振興局長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア) 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、村及び岳北消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。）

5 通信手段の確保

村は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた

施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

- (1) 災害情報の共有並びに通信手段の確保のため防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- (2) 災害情報の共有並びに通信手段の確保のため衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- (3) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

災害情報連絡系統

災害項目	第1連絡先	第2連絡先	報告様式 (県)
		<small>※第1連絡先に繋がらない場合</small>	
火災速報	北信地域振興局 総務管理課	県消防課、 危機管理防災課	様式第19号
水防情報	北信建設事務所 飯山事務所		
概況速報	北信地域振興局 総務管理課	県消防課、 危機管理防災課	様式第1号
人的及び住家の被害			様式第2号
避難指示等避難状況			様式第2-1号
社会福祉施設被害	北信保健福祉事務所 福祉課	県介護支援課、 県障がい者支援課、 県健康福祉政策課	様式第3号
農地・農業用施設被害	北信地域振興局農地整備課		様式第5号
農・畜・水産業被害	北信地域振興局北信農業農 村支援センター		様式第5号
林業関係被害	北信地域振興局林務課		様式第6号
公共土木施設被害	北信建設事務所	県河川課	様式第7号
水道施設被害	北信地域振興局環境課	県水道・生活排水課	様式第9号
下水道処理施設等被害	北信地域振興局農地整備課	県水道・生活排水課	様式第10号
個別浄化槽被害	北信地域振興局環境課	県水道・生活排水課	様式第10号
感染症関係被害	北信保健福祉事務所 健康づくり支援課	県疾病・感染症対策課	様式第11号
医療施設被害	北信保健福祉事務所 総務課	県医療政策課	様式第12号

商工関係被害	北信地域振興局商工観光課	県産業政策課、 県経営・創業支援課	様式第 13 号
観光施設被害	北信地域振興局商工観光課	県山岳高原観光課、 観光誘客課	様式第 14 号
教育関係被害	北信教育事務所	県教育委員会関係課	様式第 15 号

第3 通信手段の確保

さまざまな環境下にある住民等に対して避難指示等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、村情報通信施設、LINE、ホームページ、SNS、全国瞬時警報システム、緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を進める。

第3節 非常参集職員の活動

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、災害対策本部等の活動体制に万全を期す。

第1 動員体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の動員体制をとる。

1 職員参集基準等

別紙「木島平村職員防災初動マニュアル」により定める。

2 勤務時間外の動員方法

勤務時間外において第2次参集が発令された場合に、職員の動員については次のとおり定めることとする。

(1) 動員の原則

職員への連絡は、オクレンジャー、携帯電話等により行う。また、各部長等は電話、急使、その他による連絡方法を予め定めておく。

(2) 通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに職員参集基準により登庁する。

(3) 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は自宅、又は避難所に指定された場所で待機し、上司の指示を受ける。

第2 活動体制

1 災害警戒本部等

(1) 災害警戒本部

村長は、次のいずれかの状況に達し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

ア 大雨、暴風雨、暴風雪、大雪、洪水又は浸水の各警報のうち1つ以上が発表されたとき。

イ 災害が発生したとき。

ウ 激甚な災害が発生するおそれがあるとき。

2 災害対策本部

(1) 設置基準

村長は、次のいずれかの状況に達したときは、災害対策本部を設置する。

ア 大規模な災害が発生し、村長が必要と認めたとき。

イ その他激甚な災害の発生が予想されるとき。

(2) 廃止基準

ア 災害の発生するおそれがなくなつたと認められるとき。

イ 災害発生後における応急対策活動がおおむね完了したとき。

ウ その他災害対策本部の設置が不要と認められるとき。

(3) 設置及び廃止の通知

警戒本部・災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに防災関係機関等に通知及び公表する。

(4) 本部体制

ア 災害警戒本部事務局、災害対策本部事務局を総務課総務係におく。

イ 本部設置場所は、原則として役場第1会議室とする。

ウ 本庁舎が機能しない場合には、木島平保健センターを代替施設として使用する。

(5) 組織構成及び事務分掌

災害対策本部の組織構成及び事務分掌は、別紙「木島平村職員防災初動マニュアル」により定める。

3 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置し、職員による現地災害対策本部長を置く。

現地災害対策本部長は、現地での指揮及び関係機関との連絡調整活動を行うとともに、現地の情報、対策活動の実施状況を速やかに本部長に報告する。

4 災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

5 防災関係機関

村が防災関係機関に災害応急対策として協力を求める主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機関名	措置事項
1 信越総合通信局	(1) 電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (2) 臨時災害放送局の開設許可と周波数の割り当て
2 関東財務局（長野財務事務所）	(1) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 (2) 村において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、村に対する適切な措置
3 長野労働局（中野労働基準監督署）	(1) 事業所等の被災状況の把握 (2) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
4 関東農政局（長野県拠点）	(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること (2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること (4) 災害時における農作物、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (5) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること
5 中部森林管理局（北信森林管理署）	(1) 災害用復旧用材（国有林材）の供給 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること
6 北陸地方整備局（千曲川河川事務所） 関東地方整備局（長野国道事務所）	(1) 管轄する河川、道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 イ 河川管理施設等の対策等 ロ 道路施設対策等 ハ 電気通信施設対策等 ニ 営繕対策等 イ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣及び災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
7 北陸信越運輸局（長野運輸支局）	(1) 陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達斡旋 (2) 交通状況に関する防災関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 (5) 地震発生時に消防本部及び消防団が行う消火活動、救活動への協力
8 東京管区気象台（長野地方気象台）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震動警報（緊急地震速報）、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 (2) 異常現象（異常水位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 (3) 必要に応じて、警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げの実施

(2) 自衛隊

機関名	措置事項
陸上自衛隊第13普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関する事 (2) 災害時における応急復旧活動に関する事

(3) 指定公共機関

機関名	措置事項
1 日本赤十字社（長野県支部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援 (2) 被災者に対する救援物資の配布 (3) 義援金の募集配分 (4) 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整
2 日本放送協会（長野放送局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 (2) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 (3) 村及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
3 東日本旅客鉄道（株）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における応急救護活動 (2) 応急復旧用資材等の確保 (3) 危険地域の駅等の旅客等について、村と協議した避難地への避難、誘導 (4) 鉄道施設の早期復旧
4 東日本電信電話（株） （株）NTTドコモ長野支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関の非常、緊急通信の優先確保 (2) 被害施設の早期復旧 (3) 「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言版（web171）」等
5 日本郵便（株）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の態様、公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

	<p>エ 被災地救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分</p> <p>(2) 災害の発生時においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防本部、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</p>
6 日本通運（株）長野支店	(1) 緊急輸送車両の確保及び運行
7 中部電力パワーグリッド（株）飯山営業所	<p>(1) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</p> <p>(2) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報</p>
8 KDDI（株）	<p>(1) 地震情報（地震予知情報を含む。）の伝達</p> <p>(2) 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>

(4) 指定地方公共機関

機関名	措置事項
1 （一社）長野県LPガス協会	<p>(1) 被害状況の把握</p> <p>(2) 需要家に対するガス栓の閉止等の広報</p> <p>(3) 必要に応じたLPガスの供給</p> <p>(4) 災害応急復旧</p>
2 （公社）長野県トラック協会	(1) 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
3 長電バス（株） 長野交通（株）	(1) バスによる避難者等の輸送の協力に関すること
4 信越放送（株）、（株）長野放送、（株）テレビ信州、長野朝日放送（株）、長野エフエム放送（株）	(1) 災害時における村等からの要請に基づく放送

(5) その他防災関係機関等

機関名	措置事項
1 （一社）長野県医師会 （中高医師会、（一社）長野県 歯科医師会）	<p>(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施</p> <p>(2) 検案（薬剤師会を除く。）</p>
2 産業経済団体	<p>(1) 商工会その他商工業関係団体</p> <p>ア 村が行う商工業関係、被害調査についての協力</p> <p>イ 物価安定についての協力</p> <p>ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力</p>

	<p>(2) ながの農業協同組合</p> <p>ア 農林水産物の被害調査についての協力</p> <p>イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導</p> <p>(3) 建設業関係団体等</p> <p>((一社)長野県建設業協会、北信州森林組合ほか)</p> <p>ア 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力</p> <p>(4) 木島平村観光振興局</p> <p>ア 施設利用者、従業員等の救護及び避難誘導</p> <p>イ 避難者の救護応援協力</p>
3 社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアの受入れ対策の実施
4 各区、自主防災組織	<p>(1) 村の実施する被害調査、応急対策についての協力</p> <p>(2) 村民の安否確認</p> <p>(3) 避難誘導及び避難場所の運営に関する協力</p> <p>(4) 被災者に対する応急救護、炊出し、援助物資等の配分に関する協力</p>
5 その他防災上重要な施設の 管理者	(1) 所管する施設に係る災害応急対策の実施

第4節 広域相互応援活動

災害の規模が大きく、村単独では応急対策の実施が困難な場合に、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

また、村は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第1 応援要請

1 村長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

(1) 他市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

ア 応援を求める理由及び災害の状況

イ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

ウ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

エ その他必要な事項

(2) 県に対する応援要請等

村長等は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求める。

2 消防に関する応援要請

(1) 県内市町村に対する応援要請

村長又は岳北消防本部消防長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

村長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊(緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画による。)

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

(3) その他の相互応援協定等

各協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

第2 応援体制の整備

1 情報収集及び応援体制の整備

村(以下「応援側」という。)は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

2 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

3 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

4 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

5 受援体制の整備

(1) 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

(2) 緊急消防援助隊を要請の際の受援は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」により体制整備する。

6 経費の負担

(1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府

県、他市町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

第5節 ヘリコプター運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、村は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第1 活動内容に応じたヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する

ヘリコプター選定基準

種類	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリ	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリ	レオナルド AW139	14	○		○	○
	アグスタ AW139	14	○		○	○
広域航空消防応援 ヘリ	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリ	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ		6				

第2 出動手続きの実施

1 出動要請

ヘリコプターの出動要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。

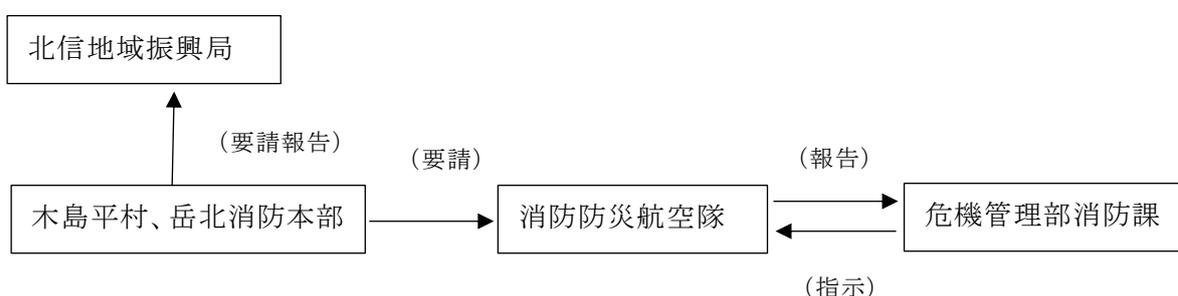
- (1) 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- (2) 活動に必要な資機材等
- (3) ヘリポート及び給油体制
- (4) 要請者、連絡責任者及び連絡方法
- (5) 資機材等の準備状況
- (6) 気象状況
- (7) ヘリコプターの誘導方法
- (8) 他のヘリコプターの活動状況
- (9) その他必要な事項

- 2 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- 3 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- 4 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
- 5 ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは次のとおりである。

(1) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



※連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

呼び出し名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

(2) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



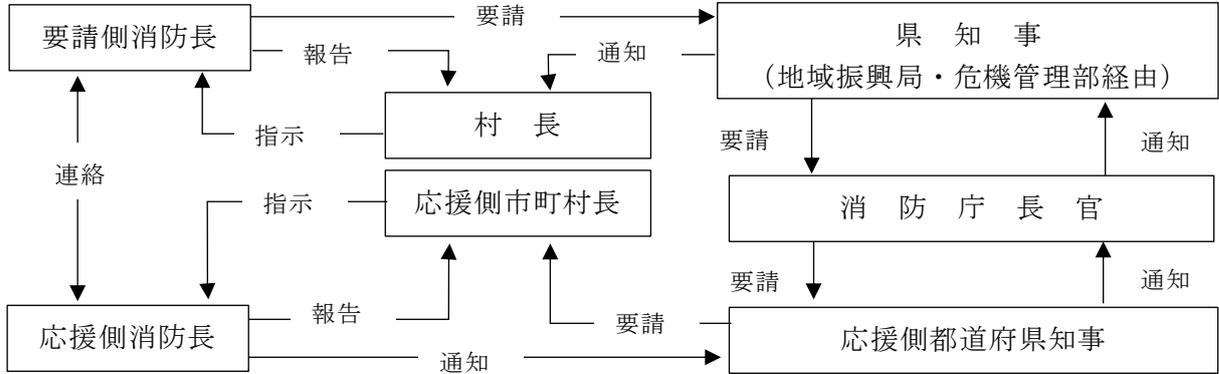
また、県公安委員会は、必要に応じて警察庁又は保田の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



(3) 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

ア 広域航空応援要請手順



イ 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

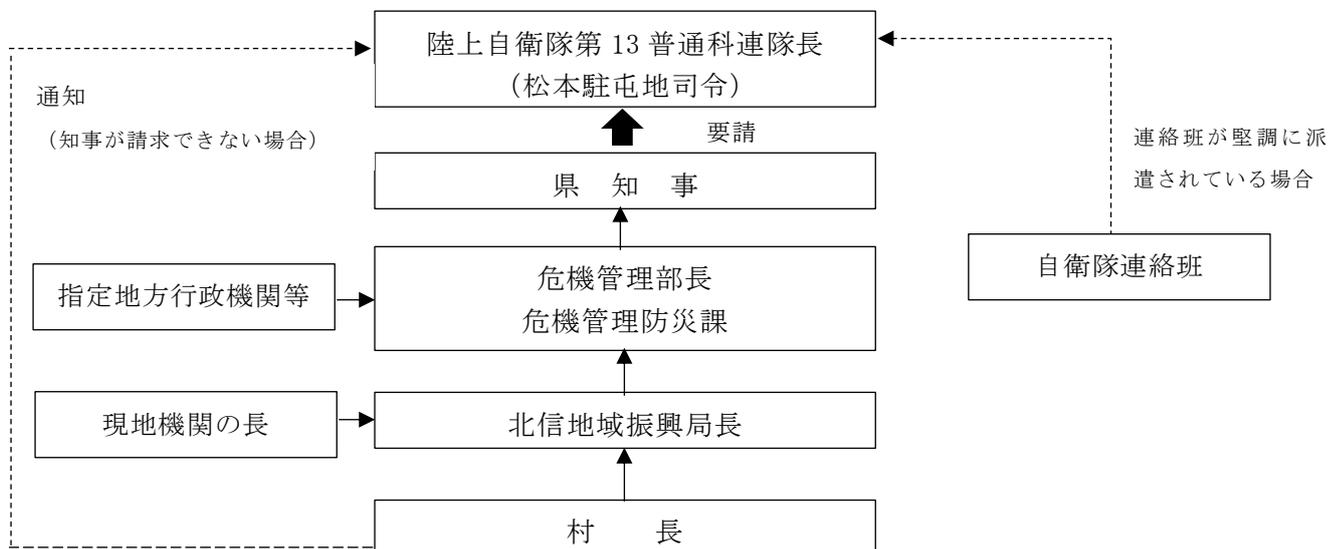
(ア) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は次のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

(イ) 第一出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。

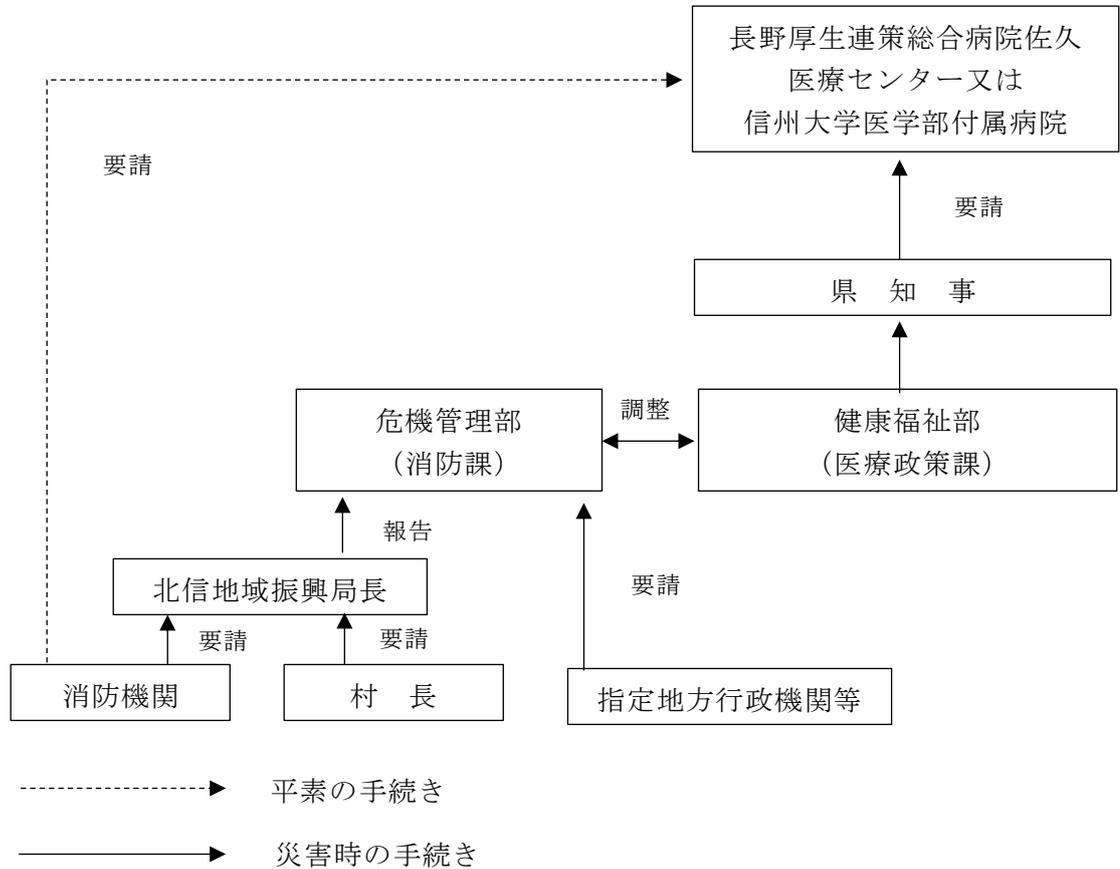
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

(4) 自衛隊ヘリコプター



(5) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊災害派遣活動

災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

第1 派遣要請の範囲

災害派遣を要請できる範囲は、原則として生命及び財産の救護を必要とし、かつ緊急やむを得ない場合で、おおむね次の場合である。

救助活動	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

第2 要請方法

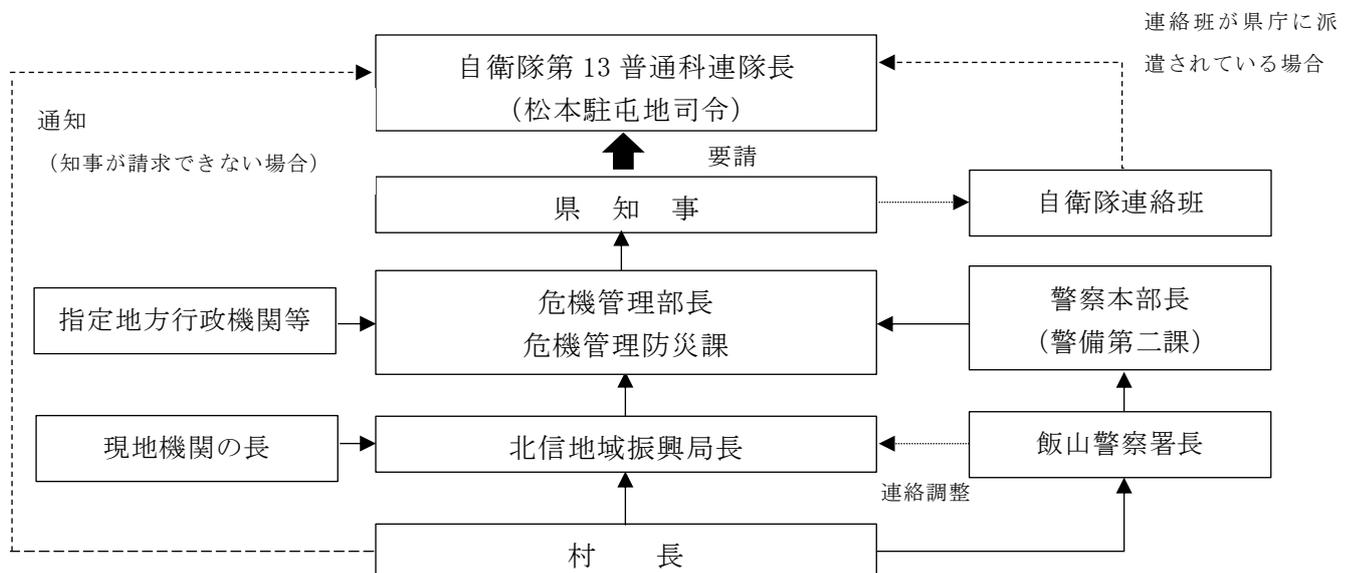
北信地域振興局長又は飯山警察署長を通じ、次に掲げる事項を記載した文書をもって、県知事に要請を求める。ただし、緊急の場合は、口頭をもって要請要求し、事後において速やかに北信地域振興局を通じ、要請要求文書を提出する。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

なお、県知事が対応できない場合に限り、村長は第13普通科連隊長に通知できる。この場合、速やかに県知事にその旨を通知するものとする。

要請文章の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時 間 内	時 間 外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76

自衛隊派遣要請系統図



第3 派遣部隊の撤収

村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

第4 経費の負担

1 費用の範囲

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材等（自衛隊装備に関わるものは除く。）の購入費及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地又は建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害の補償（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

2 負担方法

原則として本村が負担する。

第7節 救助・救急・医療活動

災害のため生命・身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護するとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第1 救出・救助・救急活動

- 1 岳北消防本部、飯山警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- 2 必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、村民の安全確保を図る。
- 3 岳北消防本部は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をするものとする。
- 4 岳北消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- 5 岳北消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、医療救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
- 6 ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。
- 7 住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、共助、消防機関、救護班等に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現地到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

第2 医療活動

1 救護班の編成

- (1) 災害時において、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、村は、村内の各医療機関に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請する。また、地域内の医療体制で対応ができない場合は、県に対し医療救護班の派遣要請等必要な措置を要請する。
- (2) 災害現地又は避難所において処置不能な重症患者等については、岳北消防本部救急隊により医療機関へ移送し処置する。
- (3) 助産活動については、医療機関に収容し処置する。
- (4) 飯山赤十字病院で対応しきれない場合には、北信総合病院へ収容する。

2 医療品等の確保

医療機関又は薬剤取扱い業者あるいは、災害用医薬品備蓄事業者から必要な薬剤治療材料を調達するものとする。

3 救護班の応援等

災害発生時における応急的な医療救護活動に応援が必要と判断される場合、村は県に対し協力を要請する。

4 救護所及び後方医療機関等の確保

- (1) 救護所は、原則として避難所に併置し活動する。ただし、被災者が救護所への移動が困難な場合は、災害現場の適当な場所を確保しこれに当たる。
- (2) 救護班による応急的処置終了後治療が必要な場合、あるいは救護班による処置不可能な場合は、速やかに医療機関等に通報し、処置の要請を行う。
- (3) 負傷者の搬送
負傷者の救護所あるいは後方医療機関への搬送は、岳北消防本部、消防団、日赤奉仕団、救護班に要請し、搬送するものとする。
- (4) 村民が実施する対策
発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

第3 惨事ストレス対策

- 1 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- 2 消防本部等は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第8節 消防・水防活動

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第1 消防団活動

1 消防活動の体制

木島平村消防団は「木島平村消防団条例」（昭和62年条例第17号）に基づく非常備組織であるが、災害対策本部が設置された時は災害対策本部長の命により活動する。

2 出動計画

(1) 出動

非常災害等緊急事態における出動は、災害対策本部長の命による。

(2) 救急救助出動

災害が発生し、多数の負傷者及び救助を必要とするものがあるときは災害対策本部長の特命により出動する。

(3) 消防団の出動区分

別途定める消防団災害出動計画によることとする。

また、災害対策本部設置時で、同時多発災害が発生した場合の出動は、災害対策本部長及び岳北消防本部消防長（非常災害警防本部）の指令により出動する。

(4) 消防団の重点活動事項

- ア 被害状況等の情報の収集と伝達
- イ 消火活動及び救助活動
- ウ 指定緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保
- エ 避難住民等の避難場所への誘導
- オ 危険地域からの避難の確認
- カ 自主防災組織との連携、指導、支援
- キ 出火防止の広報

(5) 情報収集活動要領

ア 情報収集の時期

消防団及び消防本部は直ちに情報収集活動を開始する。

イ 情報収集の手段

消防団及び消防本部は、活動部隊等からの情報を間断なく収集するとともに、高所見張り、参集職員、警察官、自主防災組織等あらゆる人々及び機関から積極的に収集する。

ウ 収集すべき情報

- (ア) 火災の発生場所及び火勢の状況、延焼拡大方向
- (イ) 人命救出、救助の必要の有無
- (ウ) 自主防災組織の活動状況
- (エ) 道路損壊、橋の損壊及び消防車両等の通行可否
- (オ) 消防水利等の活用可能状況
- (カ) その他消防活動上必要な事項

エ 情報連絡体制

情報の収集又は通報のための通信は、「第2節 災害情報の収集・連絡活動」に定める通信系統による。

(6) 火災防御要領

ア 避難地、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保のための防御を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に防御する。

ウ 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防御する。

(7) 岳北消防本部との協力体制

災害対策本部は岳北消防本部と有機的な関係を保つとともに、災害の態様によっては分団単位で活動できる体制を確立する。災害対策本部設置時、団員はすみやかに非常配備体制に移行して任務を遂行する。

第2 水防活動

1 雨量水位の伝達

村長は相当の降雨があり、又は降雨が予想されるときは、雨量、水位の状況を把握し、必要に応じて関係機関に通報する。

2 巡視及び警戒

- (1) 村長は水防警報が発令され、災害が発生し、又は発生が予想されるときは、消防団に巡視及び警戒を命令する。
- (2) 消防団は異常を発見したときは、直ちに村長に連絡する。

3 決壊等の通報

- (1) 村長は、堤防その他の施設が決壊し、又は危険な状態になったときは、その旨を北信建設事務所長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報する。
- (2) 村長は、堤防が決壊した場合、又は決壊の危険にひんした場合は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き等の必要な指示を行う。
- (3) 村長は、立ち退き等を指示した場合、飯山警察署長にその旨を通知する。

4 水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所にできる限り被害が拡大しないように、その応急措置としての現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、適切な工法により応急活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

5 応援による水防活動の実施

- (1) 村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。
- (2) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

第3 活動の内容

木島平村水防計画による。

第4 公用負担

1 公用負担の証票

水防活動のため、緊急に必要があるときには現場において必要な土地の一時使用、土石・竹木、その他の資機（器）材及び機械器具の使用若しくは収用するときは、水防管理者の発行する公用負担であることを証明する証票を提示する。

2 身分証票

上記により緊急に公用負担による土地又は物品等の使用を行う者は、その身分を明らかにする証票を所持する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、十分に配慮した応急活動を行う。

第1 収容施設の確保

村は要配慮者の収容施設を確保するように努める。

第2 避難収容活動

1 防災気象情報、避難情報等の周知

要配慮者の態様に応じ、村情報通信施設、LINE、ホームページ、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

2 要配慮者の状況把握及び避難誘導

村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する個別避難計画に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

3 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(2) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

(4) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(5) 感染症対策

感染症の流行下における避難所等運営に際しては、必要に応じて感染症対策を講じる。

4 在宅者対策

災害発生後、避難所等に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

村は在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

5 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

第3 広域相互応援体制等の確立

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村内のみの体制では対応できない場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協

力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

救助・救急・消火活動等の災害応急対策に従事する者並びに被災者に対する水・食料・生活物資及び災害応急対策用物資・資機材等の円滑な輸送をめざす。また、供給等を迅速に行うため、関係機関との連絡調整、交通規制等、緊急輸送について必要な事項を定める。

第1 緊急交通路確保のための交通規制

村の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を飯山警察署長に通知する。

1 規制標識

- (1) 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。
- (2) 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

- 2 規制の報告 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

第2 緊急交通路確保のための道路啓開等

道路啓開等に当たっては、北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。

- 1 緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- 2 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。
- 3 通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第3 緊急通行車両等確認事務

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、風水害対策編第2章第9節「緊急輸送計画」による「緊急通行車両等事前届出済証」「規

制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察署、検問所等）において行う。

第4 輸送手段の確保

1 車両による輸送

- (1) 災害時における効率的な輸送を確保するため、災害対策本部を設置した場合は、本部が村所有の車両を集中管理する。
- (2) 村において車両の確保が困難な場合又は不足する場合は、村内公共的団体及び営業者又は村職員、消防団員の自家用車両の借上げを要請するものとし、なお不足する場合は、県又は自衛隊に応援を要請して輸送の確保を図る。

2 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道(株)長野支社等に協力を要請する。

3 空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、ヘリコプターによる輸送が必要となったときは、直ちに県に対しての出動要請を行う。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

第5 輸送拠点の確保

災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を設定する。

- 1 地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

- 2 村は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点と連携を密にする。

第11節 障害物の処理活動

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第1 障害物の除去

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。
- (4) 障害物の除去が、交通の安全と作業車両、救援車両の通行路の確保に必要な場合。
- (5) 河川の流水を抑制し溢水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。

2 障害物除去の方法

- (1) 現有の応急対策機材を用い、地元消防団員及び地域住民の協力を得て実施する。また状況に応じて建設業者の協力を得て行う。
- (2) 障害物の除去は、原状回復でなく応急的な除去に限られるものとする。
- (3) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (4) 応援協力体制
 - ア 村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
 - イ 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。
- (5) 放置車両等の移動等
 - ア 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
 - イ 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

3 除去障害物の集積、処分方法

- (1) 除去した障害物は、再び交通及び村民生活に被害を与えない場所に一時集積

し、後に埋立て等の処理をする。

(2) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

第 1 2 節 避難収容及び情報提供活動

災害の危険から住民の生命・身体の安全を図るための避難及び災害により住家を失った者の収容等、避難収容活動を円滑に実施する。

第 1 高齢者等避難、避難指示

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、村民に対し状況に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行う。高齢者等避難を伝達する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を村民に周知する。また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市町村長等から直接呼びかけを行う。なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

1 実施機関

(1) 高齢者等避難の伝達、避難指示の実施機関は次表のとおりである。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	村長	災害対策基本法第 5 6 条	災害全般
避難指示	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者 (村長)	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
避難所の開設、収容	村長	—	—

(2) 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

2 高齢者等避難、避難指示の意味

指示事項	意味
高齢者等避難	人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般村民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、村民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

3 高齢者等避難、避難指示及び報告、通知等

(1) 村長の行う措置

ア 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難所を示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。災害の危険性が高まり、避難指示等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (ア) 土砂災害が発生した場合や樽川、馬曲川、大川が氾濫し被害が発生した場合
- (イ) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合
- (ウ) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域で大雨警報（土砂災害）の危険度分布がうす紫色の区域）
- (エ) 千曲川河川事務所あらか千曲川洪水予報（立ヶ花水位観測所における氾濫危険情報：9.2m）が発表され、避難が必要と判断される浸水想定区域
- (オ) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (カ) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (キ) 火災が随所に発生し、延焼危険があり人的災害が予測される地域
- (ク) 火災の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (ケ) 避難路の断たれる危険のある地域
- (コ) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(サ) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が発生し、広域にわたり人的被害が予想される地域

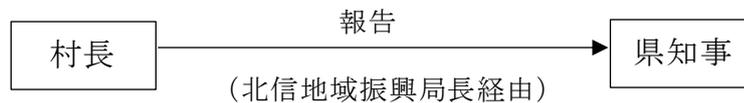
イ 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記アの地域の住民等に対し、高齢者等避難情報を発令するものとする。

(ア) 長野地方気象台から大雨警報又は洪水警報、警戒レベル3相当が発表され、避難を要すると判断される地域

(イ) 千曲川河川事務所あら千曲川洪水予報（立ヶ花水位観測所における氾濫警戒情報：7.5m）、警戒レベル3相当情報が発表され、避難を要すると判断される地域

ウ 報告（災害対策基本法第60条等）



※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(2) 水防管理者の行う措置

ア 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

イ 通知（水防法第29条）



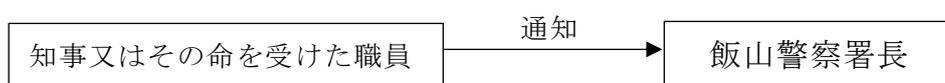
(3) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

イ 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



(4) 警察官の行う措置

ア 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

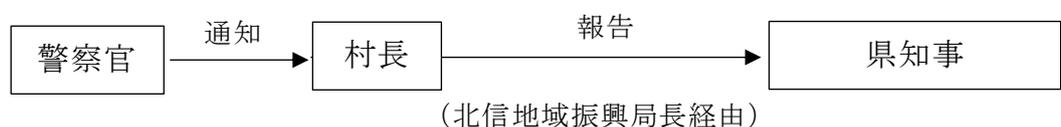
- (ア) 村民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (イ) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (ウ) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

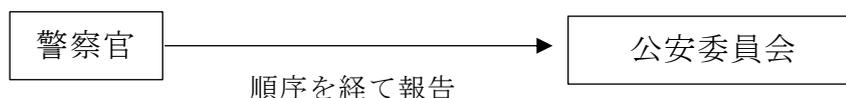
- (エ) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- (オ) 高齢者等避難、避難指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (カ) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
- (キ) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (ク) 警察署に一次的に受け入れた避難市民については、指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (ケ) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

イ 報告、通知

- (ア) 上記アの(ウ)による場合（災害対策基本法第 61 条）



- (イ) 上記アの(エ)による場合（警察官職務執行法第 4 条）

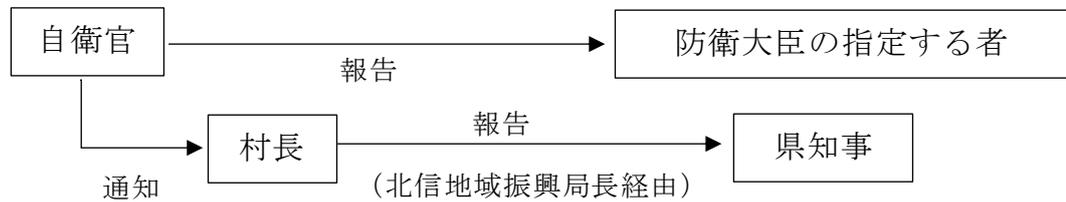


(5) 自衛官の行う措置

ア 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない場合に限り、「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

イ 報告（自衛隊法第 94 条）



4 高齢者等避難、避難指示の時期

(1) 高齢者等避難

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況

(2) 避難指示

前記 3 (1) ア(ア)～(イ)に該当する地域が発生すると予想され、村民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

5 高齢者等避難、避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。

- (1) 発令者
- (2) 発令日時
- (3) 避難情報の種類
- (4) 対象地域及び対象者
- (5) 指定緊急避難場所
- (6) 避難の時期・時間
- (7) 避難すべき理由
- (8) 村民のとりべき行動や注意事項
- (9) 避難の経路または通行できない経路
- (10) 危険の度合い

6 村民への周知

- (1) 避難指示、高齢者等避難を行った際は、速やかにその内容を村 CATV 告知無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接村民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (2) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知ら

せるため、警鐘、サイレン等により周知する。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、村長等から直接呼びかけを行う。なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

- (3) 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の村民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (4) 村は、関係事業者の協力を得つつ、防災気象情報、災害情報を分析し、村情報通信施設（屋内外放送設備）、LINE、Lアラート、SNS等あらゆる広報手段を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (5) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、CATV 告知ケーブルテレビ、エリアメール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。
- (6) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、集落組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

7 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (2) 避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

8 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、集落組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

9 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそ

れがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (2) 避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

第2 警戒区域の設定

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- 1 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- 2 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- 3 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

第3 避難誘導活動

避難指示を行った発令した際は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

1 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

2 誘導の方法

- (1) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- (2) 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (3) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (4) 浸水地にあっては、ロープ等を使用し、安全を期する。
- (5) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (6) 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、村が車両及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し

た迅速かつ適切な避難誘導を行う。

- (7) 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
 - (8) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。村は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。
 - (9) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
 - (10) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。
- 3 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

第4 避難所の運営

村は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

- 1 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。
- 2 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 3 避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- 4 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
 - (1) 避難者
 - (2) 村民
 - (3) 集落組織
 - (4) 他の地方公共団体
 - (5) ボランティア
 - (6) 避難所運営について専門性を有した外部支援者

- 5 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 6 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- 7 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- 8 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 9 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 10 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民宿やホテル等への移動を避難者に促す。
- 11 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - (1) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
 - (2) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - (3) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。
 - ア 介護職員等の派遣
 - イ 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - ウ 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - エ 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

- オ 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- 12 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- 13 村教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。
- (1) 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - (2) 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - (3) 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- 14 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。
- 15 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 16 ペットと同行避難について適切な体制整備に努める。

第5 広域的な避難を要する場合の活動

- 1 被害が甚大で村域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。
- 2 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- 3 この場合、避難者の把握、住民の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- 4 避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- 5 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

第6 住宅の確保

村は、県と連携し、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

- 1 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- 2 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- 3 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - (1) 応急仮設住宅の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - (2) 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。
 - (3) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行う。
 - (4) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- 4 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- 5 周辺市町村から、利用可能な公営住宅等の情報提供を受ける。
- 6 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

第7 被災者等への的確な情報伝達

- 1 被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- 2 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- 3 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。

第8 指定避難所外避難者対策

村は、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第13節 孤立地域対策活動

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、次の対策を実施する。

- 1 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- 2 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもって当たる。

第1 孤立実態の把握

- 1 村は、孤立予想地域に対し、NTT回線及び村情報通信施設等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- 2 村は、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。
- 3 情報収集が円滑に実施できない場合は、ヘリコプター、ドローン等による現状の把握を行う。

第2 救助、救出対策

- 1 ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- 2 ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- 3 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- 4 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

第3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

第4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

第5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

- (3) 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- (4) 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- (5) あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- (6) その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

3 調達体制

- (1) 主要食料の確保を図るため、農業協同組合、商工会、生活協同組合及び村内商工農業者から在庫物資を調達する。また、業者の取扱い物資在庫量（供給可能量）を直ちに把握する。
- (2) 調達した応急食料の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注業者等において措置できないときは「第10節緊急輸送活動」に基づき措置するものとする。
- (3) 物資輸送拠点の開設準備を行う。
- (4) 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資輸送拠点には必要に応じて村職員を派遣する。
- (5) 県からの応援食料については、県指定の物資輸送拠点において引渡しを受ける。

4 供給体制

被災住民に食料を供給するときは、各局面を考慮し供給するとともに、避難所等供給先には責任者を定めて受け入れの確認及び受給の適正化を図り、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求めて公平に配分する。

(1) 品目及び数量

応急食料の配布に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し・パン等適当な方法により実施するものとする。

ア 配給品目 米穀、パン、麦製品（乾うどん等）等

イ 配給数量 1人1日3食

(2) 災害発生から2日間（48時間）

ア 調理を必要としない食料品

イ 要配慮者等の優先

(3) 災害発生から概ね3日以降

ア ライフラインの復旧状況に合わせ、生鮮食料品などの供給

イ 栄養のバランスを考慮する。

ウ 炊き出しの実施

5 炊き出し

炊き出しは原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、自主防災組織、赤十字奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用するものとする。

6 燃料の確保

村は、あらかじめ協定する販売業者等から、炊出し等に必要なLPガス、燃焼器具

等を調達する。

第2 県の実施体制

県は、村から要請があったとき又は必要と認めたときは、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講ずるものとする。

- 1 備蓄食料の放出、供給
- 2 食品関係機関からの確保・供給
- 3 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

第3 広域的調達体制

- 1 応援協定締結都市等への要請

必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

- (1) 食料の要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項

- (2) 炊き出し用具等の要請

人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項

- 2 県への要請

他市町村などの応援でも十分な食料の調達ができないとき、又は、炊出し等に必要とするLPガス、燃焼器具等の調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

<要請項目>

- (1) 調達斡旋を必要とする理由

- (2) 食料の品目別の調達要請量

ア 自己の調達可能量

イ 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量

- (3) 必要なLPガスの量

- (4) 炊き出しに必要な器具、種類及び数量

- (5) 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者

- (6) 連絡課及び連絡責任者

- (7) 荷役作業員の派遣の必要の有無

- (8) 経費負担区分

- (9) その他必要事項

- 3 県が行う応援要請

- (1) 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整

- (2) 自衛隊への要請

- (3) 他都道府県に対しての要請
- (4) 国（関東経済産業局）に対しての要請

4 村民及び自主防災組織

- (1) 緊急物資は、原則として家庭及び自主防災組織の備蓄並びに村民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、村に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、村が行う緊急物資の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織等は、村が行う炊き出しに協力し、自らも炊き出しを行う。
- (4) 炊き出し等に必要な燃料の確保のため、地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、燃焼器具等を確保するものとする。

5 食料の衛生管理、栄養指導體制

食料の衛生管理及び栄養指導については、「第17節 保健衛生・感染症予防活動」の食品衛生監視及び栄養指導により実施する。

第15節 飲料水の調達供給活動

災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。

なお、村のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所等を中心に、村において給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

第1 飲料水の調達

- 1 飲料水は、上水道等の水源を使用する。
- 2 村のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。
- 3 村民に対し、ポリタンク等給水用具の確保を行うよう呼びかける。

第2 給水用資機材の確保

村で整備しておく応急給水用機器を配備しておくが、資材に不足を生じたときは、県、県水道協議会及び近隣市町村に要請する。

第3 飲料水の供給

1 応急飲料水の確保

上水道水源及び配水池から給水タンク又は容器等を用いて車両等により搬水する。なお、上記の水源から確保出来ない場合には、県にろ水器の提供を要請し、プール、河川等の水を浄化し、供給する。

2 被災者への給水

原則として避難場所を給水場所とし、自主防災会等の協力を得ながら保有機材を用いて飲料水を搬送する。広範な地域に給水が必要となる場合は地区別に貯水用の水槽等を用意し、給水の迅速化を図る。また、災害後できる限り早く仮設共用栓等を各給水拠点に設置し、生活に必要な最低限の水を供給するよう努める。

3 広報活動

給水活動を行う際には、防災無線や広報車等を活用し、水道施設の被害状況及び給水場所、給水時間を広報する。また、自己努力によって飲料水を確保する村民に対し、衛生上の注意を広報する。

4 一般家庭の残留塩素量の測定

被災地区で給水栓に水が残った場合や未被災地区の給水栓についても、残留塩素量

の検査を行うとともに、井戸水を飲用している家庭についても、北信地域振興局環境課等と協力して安全性の確認を図る。

5 指導監督

給水を実施する場合は、北信地方事務所環境課に指導監督を依頼するものとする。

6 村民及び自主防災組織

- (1) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (2) 村の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

7 給水施設の応急復旧

被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、建設課の非常体制により措置するものとする。

第4 水道施設の応急復旧措置

- 1 水道施設が被災した場合、応急復旧には木島平村公営企業職員、水道指定工事店及び資材供給業者の協力を求め復旧を行う。
- 2 救急医療機関、避難所等、防災上重要な施設からの復旧を行う。
- 3 消火栓を利用した給水設備を状況に応じて設置する。

第16節 生活必需品の調達供給活動

災害発生後、被災者の生活の維持のため必要な燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。特に、女性、乳幼児に配慮した備品（生理用品、紙おむつ、ミルク等）は十分な確保に努めるものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとし、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第1 対象者

生活必需品の供給又は貸与の対象者は、災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、被服、寝具その他生活に必要な最小限度の家財を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

第2 生活必需品の調達及び供給

1 調達方法

村の備蓄物資及び流通在庫等で対応できないものは、次により調達する。

- (1) 災害の状況により、村単独で対応できないときは県又は相互応援協定自治体に応援を要請する。
- (2) 国が運営する物資調達・輸送調整支援システムを活用し、広域的な調達を図るほか、県・国が保有する物資を調達する。

2 生活必需品の品目

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

3 供給・配分 被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- (1) 生活必需品を供給するときは、避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受入確認及び受給の適正を図る。
- (2) 村民への事前周知等を行い、自主防災組織の協力を求めて公平な配分を図る。
- (3) 要配慮者への優先配分を図る。

第3 村民及び集落組織

- 1 緊急物資は、原則として家庭及び集落組織の備蓄並びに村民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、村に供給を要請する。

2 自主防災組織等は、村が行う緊急物資の配分に協力する。

第17節 保健衛生・感染症予防活動

被災後、復旧までの被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第1 保健衛生活動

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。保健師、栄養士等を被災地又は避難所に派遣し、被災者の健康を確保するため、心身双方に係る健康相談、栄養指導等を実施する。

また、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

1 健康相談等の実施

被災者の健康を確保するため、避難所等に保健師等を派遣し被災者の心身双方に係る健康相談を実施する。この場合において、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら実施する。

2 速やかな復旧活動等の推進

被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。また、被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

第2 感染症予防活動

災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく患者への医療の提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

1 感染症予防対策のための組織を明確にするるとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立する。

また、災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び点検、機材の確保を図る。

- 2 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と密接な情報交換を行い、感染症予防活動を行う。

また、避難所管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

- 3 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- 4 感染症患者等が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による臨時予防接種を北信保健福祉事務所の指示に応じて実施する。
- 5 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省通知）に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県へ報告するとともに、感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。
- 6 感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区別して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 107 号）により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、村が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第1 行方不明者の搜索

- 1 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- 2 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- 3 村は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

第2 遺体の収容処理

- 1 遺体の収容
 - (1) 村は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所についてはあらかじめ選定しておく。
また、収容に必要な機材を確保する。
 - (2) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- 2 遺体の検案・処置等
 - (1) 村は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
 - (2) 村は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて、村民に対する広報に努める。
- 3 身元不明遺体の処理
 - (1) 身元不明の遺体については、村が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
 - (2) 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

第3 遺体の埋・火葬

- 1 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- 2 外国籍村民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置を協議する。

第4 応援要請

村は、遺体の運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

第19節 廃棄物の処理活動

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

村によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。

第1 廃棄物処理のための組織

1 ごみ処理対策

災害廃棄物の発生量を抑えるため分別収集を徹底し、災害時には発生量及び処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行い、県に報告する。また、収集車の通行の便のよい場所を選定し集積を行い、ごみを収集・処理する。

(1) 収集方法

民間収集許可業者の協力を得て収集する。

(2) 処分方法

被災地から収集したごみは、原則として既存の施設で処分する。

粗大ごみ、不燃性ごみ等埋立てごみが多量に排出され、既存の施設で処分できない場合は、第3「がれきの処理」に準ずる。

2 し尿処理対策

民生部は、建設部と密接な連携をとり、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置するとともに、民間許可業者の車両により被災地等のし尿を収集・処理する。

(1) 収集方法

ア 民間許可業者の車両により収集する。

イ 収集が困難な場合は民間委託業者の車両により収集する。

ウ 災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、便槽汲み取り量の調整を行い部分収集を実施する。

(2) 処分方法

収集したし尿は、木島平村浄化センターで処分する。

木島平村浄化センターで処分できない場合は、他の処分場に協力を依頼する。

(3) 仮設便所の設置

ア 民生部は、必要に応じて避難所及び被災地に村内等の業者等を通じて仮設トイレを設置する。

イ 洋式仮設トイレの設置等、災害弱者への対応に配慮する。

3 国庫補助

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した

経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に北信地域振興局環境課へ報告する。

4 広域応援の要請

常用施設の処理能力を超えるし尿が排出された場合は、県あるいは近隣の市町村等に応援を要請する。

第2 死亡獣畜の処理

獣畜とは、牛、馬、豚、やぎ、羊をいい、これ以外の小動物が死亡した場合は、廃棄物として処理される。

災害により死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。

占有者が不明あるいは占有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合は、民生部が収集し処理する。このとき農業者の飼育する家畜の場合は、産業部農林班が連携して処理する。

1 収集方法

占有者の車両や村有車両、民間委託業者の車両により収集する。

2 処分方法

死亡獣畜発見の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上定めた場所に埋立て処理する。

第3 がれきの処理

大量のがれきは、応急対策やその後の復旧事業を進める上で、支障となることは明らかである。

このため、県等の協力を得ながら、その処理、処分方法を確立するように努めるとともに、当面は次により、円滑で適切な処理を行う。

- 1 収集運搬については、業者に協力を求め実施する。
- 2 仮置場、最終処分地の確保に努める。
- 3 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 4 復旧・復興を考慮に入れ、計画的に行う。
- 5 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理に留意する。

第4 その他処理についての留意事項

- 1 被災地における環境保全の緊急性を考慮し、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。
- 2 生ごみなどの腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努め

るものとする。

- 3 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。
- 4 収集、処理に必要な人員、器材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

災害発生後の社会的混乱を鎮め、民心を安定し社会秩序の維持や物価の安定、必要物資の安定供給を図る。

第1 社会秩序の維持

1 実施方法

(1) 住民への呼びかけ

被災地域に流言ひ語をはじめ各種混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、広報活動をとおして住民に呼びかけを実施する。また、区組織や自主防災組織等を通じて正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずる。

(2) 情報収集

木島平村防犯協会、自主防災組織に協力を求め、情報の収集を行い、必要に応じて飯山警察署等の関係機関と連携を図る。

ア 流言ひ語に関する情報

イ 災害に便乗した窃盗事犯発生に関する情報

ウ 災害に便乗した悪質商法事犯発生に関する情報

エ 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯発生に関する情報

オ その他生活の安全に関する情報

第2 物資物価対策

1 実施方法

(1) 住民への呼びかけ

住民の買だめの自粛や事業者の買占め売惜しみ、便乗値上げに関する情報提供を広報活動をとおして住民に呼びかけを実施する。

提供された情報をもとに県と協議し、適切な対応策を講ずる。

また、区組織や自主防災組織等を通じて生活物資の需給動向を伝達し、混乱防止措置に努める。

(2) 協力要請

適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、木島平村商工会等の関係団体を通じて事業者に協力を要請する。

(3) 相談窓口の設置

買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

第21節 危険物施設等応急活動

災害発生時において、危険物施設等の被害は施設関係者及び周辺住民に重大な二次災害をもたらすおそれがある。このため施設の管理者等に対し速やかな施設の点検を行わせるとともに、施設に被害が及んでいる場合は、応急措置を実施し危害の防止を図る。

第1 共通事項

1 災害発生時における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生する恐れがある場合、関係機関等との連絡体制を確立する。

2 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量とその流出先の把握に努める。

3 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

4 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

5 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

6 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

第2 危険物施設等の応急対策

1 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

2 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

3 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、岳北消防本部の指導・協力を得て、次に掲げる事

項について指導する。

(1) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(2) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに 施設周辺の状況把握に努める。

(3) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

ア 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

イ 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに岳北消防本部に通報する。

ウ 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

エ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

第3 高圧ガス施設応急対策

施設にガスの漏洩や、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- 1 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏洩、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。
- 2 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

第4 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動に

については、県を通じて(一社)長野県エルピーガス協会に要請する。また、県及び岳北消防本部と協力して、関係機関、村民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

第5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- 1 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- 2 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- 3 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

第22節 ライフライン施設応急活動

災害時、災害活動及び村民の生活再開に向け、重要なライフラインが被災した場合における各部、関係機関が行う応急復旧対策等について定める。

第1 上水道

- 1 応急復旧対策 復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。なお、大規模な災害においては、他市町村からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。
 - (1) 被害状況調査
 - ア 班編成により被害の状況調査と点検を行う。
 - イ 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、送配水管のバルブを停止する。
- 2 応急復旧計画の策定
被害状況調査結果に基づき、応急復旧計画を策定する。
- 3 工事業者の確保
地元の土木建設業者・管工事公認業者の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。
- 4 機材の確保
資機（器）材製造業者及び販売店に、資機（器）材の提供の協力を要請する。
- 5 送配水管等の復旧
応急復旧計画に基づき、送配水管等の応急復旧工事を行う。
- 6 臨時給水栓の設置
応急復旧計画に基づき、臨時給水栓の設置を行う。
- 7 給水管の復旧
応急復旧計画に基づき、量水器までの給水管の復旧工事を行う。
- 8 広報の実施
 - (1) 被害の状況により給水を停止する場合
 - (2) 被害の状況により断水のおそれが生じた場合
 - (3) 復旧の時期について、随時広報を実施し情報の提供を行う。

第2 下水道処理施設・設備

- 1 要員の確保
下水道処理施設等管理者は、委託業者、管路施設維持管理業者、建設業者、公認業

者等の民間企業の応援を得て、あらかじめ定めた計画に基づいた緊急時の配備体制により、応急復旧要員の確保を図る。

2 応急対策用資材の確保

応急対策用資材及び機器等も、施設の被災状況に応じて民間業者の協力により、迅速に調達手配をし、応急復旧ができるよう確保に努める。特に、終末処理施設においては、給水や燃料供給が断たれる事態に対処できるよう配慮するものとする。

○応急対策用資材及び機器

小口径管類、電線類、制御及び信号用ケーブル、アングル、銅板及び吊り金具、セメント及び砂、土のう袋、可搬式ポンプ、発電機、管渠清掃用機械器具及び作業車、トラック等

3 応急対策の実施体制

災害対策本部により、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び被害状況を把握するとともに、必要な体制を確保する。また、被害が甚大である場合には、他市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

- (1) 災害対策要領等に沿って、速やかに職員を非常参集し、必要な体制を整えるものとする。
- (2) 被害が甚大である場合には、他市町村に応援を求める等の措置を講ずる。
- (3) 管路施設については、被害の拡大や二次災害の防止のための調査、重要な区間の被害概要を把握するとともに、必要に応じ応急措置を講ずる。
- (4) 各ポンプ場・処理場については、人的被害につながる二次災害の未然防止や有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止等の緊急点検を行う。また、施設の暫定機能確保のための調査など被害状況の概要を把握して、必要に応じ応急措置を講ずる。

4 復旧計画の策定

(1) 被害状況調査及び点検

被害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から速やかに調査及び点検を実施する。排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を施す。

(2) 緊急措置

二次災害防止の措置、処理機能の確保、排水機能の確保のため速やかに適切な措置を講ずる。土砂等の除去、ポンプ等による緊急排水機材を有する業者等の協力を得て行う。

(3) 復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検に基づき、緊急度、工法等を勘案して、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

第3 電力施設

1 応急復旧体制の確立

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。村は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書」に基づき、中部電力パワーグリッド(株)の行う応急復旧活動に協力する。村は、「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき(一財)中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。

3 二次災害防止

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。このため、村は電力会社からの要請に基づき、CATV告知無線等により、村民に対する広報活動を行う。

第4 通信・放送施設

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため、必要な整備計画の策定に努める。

1 防災行政無線等通信施設の応急活動

- (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 電気電話施設の応急活動

村は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)と連携し、各社が実施する施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言

板等の提供が実施された場合には、村民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

第23節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第1 村民等への的確な情報の伝達

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民等に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

- 1 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- 2 二次災害の防止に関する情報
- 3 指定緊急避難場所・避難所・経路・方法等に関する情報
- 4 医療機関等の生活関連情報
- 5 ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- 6 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- 7 それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- 8 安否情報
- 9 その他必要と認められる情報

第2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

第24節 土砂災害等応急活動

風水害により土砂災害等が発生した場合、災害の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう本部・現場ともに早急かつ適切な判断に努める。

また、県及び防災関係機関等と協力し危険地域の住民避難等の応急活動を実施するとともに、応急工事の実施を関係機関に要請する。

第1 大規模土砂災害活動

警戒避難情報を住民等に提供し、必要に応じて避難情報の発令を講じるものとする。

第2 地すべり等応急活動

1 情報の収集

県河川砂防情報ステーションを活用して情報を収集する。地すべり等の危険区域を重点パトロールするとともに、住民等からの情報提供を促し、積極的な情報収を行う。

また、地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

2 避難誘導

災害の状況等を住民等に伝達するとともに、必要に応じて、本章第12節「避難収容及び情報提供活動」に基づく危険地域の住民等への避難情報を発令する。

3 被害拡大の防止措置

被害拡大を防止するため県及び防災関係機関等と協力し、排土、雨水浸透防止等の応急措置及び監視を行う。

県及び防災関係機関等へ土留工、水抜工等の応急工事の実施を要請する。

4 関係機関との連携

- (1) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- (2) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

第3 土石流応急活動

1 情報の収集

県河川砂防情報ステーションを活用して情報を収集する。

また、砂防施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

2 避難誘導

災害の状況等を住民等に伝達するとともに、必要に応じて、本章第12節「避難収容及び情報提供活動」に基づく危険地域の住民等への避難情報を発令する。

3 被害拡大の防止措置

豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防施設等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害が拡大しないよう必要な措置を講ずるものとする。

4 関係機関との連携

防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

第4 かけ崩れ応急活動

1 情報の収集

安全に配慮しながらパトロールを行うとともに、住民等からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

2 避難誘導

警戒避難情報を住民等に提供し、必要に応じて避難情報を発令する。

3 被害拡大の防止措置

崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

4 関係機関との連携

防災施設の被災状況、かけ崩れの発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

第25節 建築物災害応急活動

建築物の所有者等は災害により建築物に被害が生じた場合は、建築物内の利用者等の安全を確保するために避難誘導等の応急活動を行うとともに、速やかに被害状況を把握し被害の拡大防止のための措置を講ずる。

第1 公共建築物応急対策

公共建築物は、平常時は不特定多数の者が使用する機会が多く、また被災時には指定緊急避難場所や救護所等防災対策上重要な拠点となる建物である。

利用者等の避難誘導を行うとともに、速やかに施設の被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 一般建築物応急対策

- 1 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
- 2 災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- 3 必要に応じて、建設事業者の団体と連携して、応急対策により居住可能な住宅の応急修繕を推進するものとする

第3 文化財の保護計画

文化財については、文化財保護法あるいは長野県文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。

教育部長は、災害が発生した場合の所有者等がとるべき対策について万全を期すよう指導する。

また、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況、応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

第26節 道路及び橋梁応急活動

道路は避難路や緊急物資の輸送路として災害時の応急・復旧対策に重要な役割を果たすものであるから、災害が発生した場合は迅速に被害状況を把握し、必要に応じて、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

第1 道路及び橋梁応急対策

建設部は村域内の道路及び橋梁の被害について速やかに把握し、県等それぞれの道路管理者と連携し建設団体の協力を得て迅速かつ効率的な応急対策を実施する。

- 1 村域内の道路及び橋梁の被害について、速やかな県への報告を行う。
- 2 道路利用者に対して、災害の状況、交通規制等の情報提供に努める。
- 3 応急復旧の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 崩落土砂、瓦礫、倒壊物件等路上の障害物の除去を行う。
 - (2) 迂回道路、代替橋を確保する。
 - (3) 道路の段差、亀裂は土砂、碎石等で路面の復旧を行う。
 - (4) 路肩が欠壊した場合は、柵板等で応急復旧を行う。

第2 農道・林道及び橋梁の応急対策

産業部長は、第1「道路及び橋梁応急対策」に準じた対策を講ずる。

災害の状況により、農道・林道を迂回道路として利用するなど特殊な場合を除き、村道等の一般道路の復旧を優先する。

第3 関係団体との協力

- 1 国及び県の道路管理者及び土地改良区等の関係団体と連携し、情報の収集、交通情報等の提供に努める。
- 2 建設団体等の協力を得て、迅速な復旧工事に努める。
- 3 村のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、相互応援協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第27節 河川施設等応急活動

風水害等による被害を軽減するため水防活動を実施するとともに、県、防災関係機関等と協力して河川施設の応急復旧に努める。

第1 河川施設等応急対策

1 情報の収集

北信建設事務所等の関係機関と連携し、工事中の箇所及び危険箇所を重点パトロールするとともに、住民等からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

2 避難誘導

災害の状況等を住民等に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民等への避難情報を発令する。

3 被害拡大の防止措置

- (1) 北信建設事務所等の関係機関と連携し、水防活動を実施する。特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (2) 土地改良区等の水門管理者に対して、適切な操作を指示する。
- (3) 国・県等の河川管理者に対し、応急復旧工事の実施を要請する。

第2 関係団体との協力

応急活動の実施にあたっては、国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を取り実施する。

第28節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

災害発生直後は、被害の拡大・二次災害の発生防止が人命救助とともに優先されなければならない。具体的にはそれぞれの応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 建築物に係る二次災害防止対策

1 建築物や宅地関係

被災した建築物や宅地について、災害等による倒壊等の二次災害から村民を守るための措置を講ずる。

2 道路・橋梁

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。そのため、村の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県・国へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行うものとする。

第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

災害の発生後、危険物施設等の損傷による危険物の流出、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等、被害の拡大防止のための活動が必要である。

第3 河川施設に係る二次災害防止対策

風水害による浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。また、地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

第4 山腹・斜面及び溪流に係る二次災害防止対策

大雨や地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨や余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険があり、これによる二次災害から村民等を守るための措置を講ずる。

第5 土砂災害の発生、拡大防止

発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や村民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。

第6 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となる他、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる。

第29節 農林水産物災害応急活動

被害の状況を把握し、県等の関係機関と連携を図りながら農作物等の被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物等の病害虫や家畜等の伝染病の発生等防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第1 農産物災害応急対策

1 農作物

北信農業農村支援センター、ながの農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地域振興局に報告する。

また、その被害状況に応じた技術指導、病害虫の発生防止対策を実施するとともにその結果を北信地域振興局に報告する。

2 畜産物

(1) 長野県長野家畜保健衛生所、ながの農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、被害の状況に応じた技術指導、疾病等の発生防止対策を実施するとともに、その結果を北信地域振興局に報告する。

(2) 死亡獣畜の処理は原則として所有者が行うが、所有者が対応できない場合は本章第19節「廃棄物の処理活動」により産業部長と民生部長が連携して行うものとする。

第2 林産物災害応急対策

産業部長は倒木による二次災害の発生防止のための除去や、森林病害虫の発生防除等の応急対策を実施する。

1 北信州森林組合等の協力を得て被害状況を調査し、その結果を北信地域振興局に報告する。

2 県、北信州森林組合等の関係機関・団体と連携し、技術指導等の必要な措置をとる。

第3 水産物災害応急対策

産業部農林班長は観測機器が異常を感知した場合、又は養殖漁業に影響のある事故が発生したことを知ったときは、県等の関係機関・団体の協力を得て、取水制限等の応急対策を実施するとともに、技術指導を行う。

第4 関係団体との協力

県の関係機関及びびながの農業協同組合、北信州森林組合等の関係団体と協力・連携し、円滑な応急対策の実施を図る。

第30節 文教活動

小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、地震災害発生時には、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

具体的な対策については風水害対策編第3章第30節「文教活動」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、児童生徒等に対する避難誘導については、次のとおりとする。

第1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（要配慮者利用施設として地域防災計画に定められた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する施設にあつては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

1 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、その旨を防災行政無線、広報車及びその他確実な方法で児童生徒及び保護者に周知するとともに、村教育委員会（以下「村教委」という）にその旨連絡する。

2 児童生徒等が在校中の場合の措置

- (1) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
- (2) 村長等から高齢者等避難等があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- (3) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を村教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

3 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- (1) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

- (2) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (3) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

第2 保育児童に対する避難誘導

園長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（要配慮者利用施設として地域防災計画に定められた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

1 児童が登園する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休園の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、村教委にその旨連絡する。

2 児童が在園中の場合の措置

- (1) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。
- (2) 村長等から高齢者等避難等があった場合及び園長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指定された避難場所へ誘導する。
- (3) すべての児童の避難状況を正確に把握し、負傷した児童に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たる。

また、避難状況を村教委に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

3 児童等の帰宅、引渡し、保護

- (1) 児童を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。
- (2) 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
- (3) 災害の状況及び児童の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。

4 災害後の保育事業の再開等

- (1) 災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を村に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。
- (2) 災害により保育士が不足する場合は、村内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

- (3) 村は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免等の措置を講ずる。

第3 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

- 1 県教委の指導及び支援を得て、村教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。
 - (1) 学校等施設・設備の確保
 - ア 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - イ 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
 - (2) 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。
 - (3) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- 2 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。
 - (1) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教委及び関係機関へ報告又は連絡する。
 - (2) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、村教委と連絡をとり、その確保に努める。
 - (3) 教育活動
 - ア 災害の状況に応じ、村教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
 - イ 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

ウ 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

エ 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(4) 児童生徒等の健康管理

ア 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

イ 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(5) 教育施設・設備の確保

ア 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

イ 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

ウ 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

(6) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、村教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

第4 教科書の供与等

村及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

1 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

村における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

2 学用品の斡旋

必要な学用品を調査し、数量を把握し、教育委員会が斡旋する。

3 就学援助

村教委は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第31節 飼養動物の保護対策

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び指定緊急避難場所等での飼養等の保護措置を実施する。

第1 実施計画

- 1 村は関係機関等と協力をして、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- 2 村は、特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。
- 3 村は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

第32節 ボランティア等の受入体制

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。

第1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

- 1 被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- 2 村社会福祉協議会等のボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- 3 村社会福祉協議会は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部等関係機関に報告する。
- 4 村社会福祉協議会は、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体とともに救援本部等を設置し、村及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。
- 5 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第2 ボランティア活動拠点の運営

- 1 必要に応じ、ボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、活動の支援を行う。
- 2 村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。
- 3 関係団体との連携

災害時には、村内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が現地入りするので、ボランティア担当班は効果的な活動を行うため、これらの団体と連携し、ボランティアの調整を行う。

第33節 義援物資、義援金の受入体制

災害による被災者等に対して、全国から寄託される義援金品について、各関係機関は「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。

第1 基本方針

- 1 村は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、義援金品の受入れ及び配分の実施に必要な体制を速やかに整備する。
- 2 村は、義援金品の募集等について、必要に応じ民間団体に対して可能な分野における協力を依頼する。
- 3 村は、速やかに各分野の職員をもって配分等に伴う生活相談窓口を開設する。
- 4 義援金品の配分にあたっては、生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、適切な応急措置を講ずる。

第2 実施方法

1 義援金品の募集・受入れ

義援金品の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握して情報提供を行う。

- (1) 村は、関係機関の協力を得ながら、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を、報道機関等を通じて周知する。また、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。
- (2) 必要に応じ、義援物資に関する問合せ窓口を設けるものとする。
- (3) 義援品の受付・仕分・搬送・保管等の処理を迅速に行うために作業班を編成するものとし、状況により班員を増減するものとする。
- (4) 義援金の受付状況について、適宜「委員会」に報告をする。

2 義援金品の保管及び送金・引継ぎ

義援金品は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は県災害義援金配分委員会が、義援物資は村が速やかに引継ぎを行い、次により義援金品を保管し、送金するものとする。

- (1) 寄託者より受領した義援金は「委員会」に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。
- (2) 保管した義援金については、災害の状況に応じた確実な方法により、「委員会」に送金する。

3 義援金品の配分

義援金の配分にあたっては、委員会と十分協議の上、定めるものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、被災地域の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

(1) 「委員会」が配分を決定した義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。

(2) 被災者への配分状況について「委員会」に報告する。

(3) 配分の方針

ア 配分の対象者を、り災者名簿により被害者状況別、地区別に把握する。

イ 義援金の配分にあたっては、原則として被害状況別に一律方式により配分するものとするが、金額、被害状況によっては経済状態等を勘案した傾斜方式により配分するものとする。

ウ 義援品の配分にあたっては、性別・年齢等を考慮して配分するものとする。

エ 義援金品の配分にあたっては、配布基準、配布者名簿等を作成し配分するものとする。

(4) 義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

4 村民、企業等が実施する配慮

(1) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。

(2) 村民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

第34節 観光地の災害応急対策

観光地において災害が発生した場合、また、観光地への道路が、豪雨、豪雪、地震などにより寸断され、孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、村、関係機関が連携して対応する。

第1 観光客の安全確保

- 1 村、関係機関、関係団体間の災害時における連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- 2 観光地での災害発生時には、村消防計画における救助・救急計画に基づき、飯山警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- 3 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

第2 外国人旅行者の安全確保

- 1 通訳ボランティア等を指定緊急避難場所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- 2 観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。

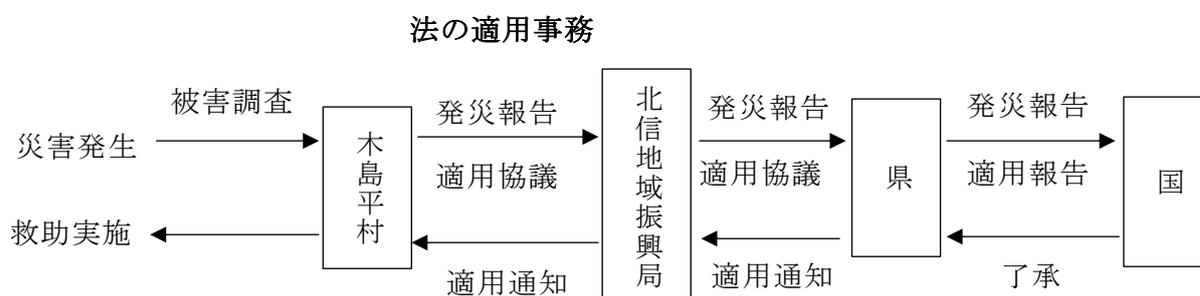
第35節 災害救助法の適用

村で一定規模以上の災害が発生し、応急的な復旧を必要とする場合、災害発生状況及び被害状況を県に報告し、災害救助法（以下この節において「救助法」という。）の適用を協議するとともに、被災者の応急救助を実施する。

第1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

- 1 村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに北信地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- 2 村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



第2 救助の実施

村は、県及び関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

1 救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

2 救助の実施基準

救助の実施は、「救助の実施要領の基準（概要）」の基準により行う。

風水害対策編

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

災害復旧・復興にあたっては、ただ単に原形復旧にとどまらず、住民の意向を尊重し、将来の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設、改良等にも十分配慮した災害復旧・復興事業計画を立案するため復旧・復興の基本方向を決定し、その推進のため必要な場合は、他の地方自治体の支援を要請する。

また、民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図る。

第1 災害復旧事業実施体制

1 実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備を行い体制の確立を図る。

2 支援要請

実施体制の確立を図るため、災害の規模に応じて、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定地方公共団体等からの職員の派遣・応援等が必要な場合は、これらの機関等と協議の上、支援の要請を行うものとする。

第2 災害復旧事業の立案・実施の方針

1 緊急災害復旧事業の実施

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、優先すべき事業については、緊急災害復旧事業として実施する。

2 災害復旧事業計画の総合的立案及び実施

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

3 事業期間の短縮

災害復旧事業の実施にあたっては、災害地の状況を考慮し、災害復旧事業の効率的推進を図る。

第3 災害復旧事業の種類

被災施設の復旧にあたっては、関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、おおむね次の事業について計画・実施する。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業

- (3) 単独災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
- 2 都市災害復旧事業
- 3 農林水産業施設災害復旧事業
- 4 上水道施設災害復旧事業
- 5 下水道施設災害復旧事業
- 6 住宅災害復旧事業
- 7 社会福祉施設災害復旧事業
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- 9 学校教育施設災害復旧事業
- 10 社会教育施設災害復旧事業
- 11 その他施設の災害復旧事業

第4 迅速な原状復旧の進め方

1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

2 主な活動

- (1) 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- (2) 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- (3) 被災市町村からの要請により職員派遣を行う。

3 計画の内容

(1) 被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

(3) 職員派遣

- ア 村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- イ 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」「応急対策職員派遣制度」に基づき、職員を派遣するものとする。

第5 計画的な復興

1 基本方針

風水害等により地域が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、

住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

2 主な活動

- (1) 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備を図る。
- (2) 再度災害防止と、より快適な環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりの実施を図る。

3 復興計画の作成

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に村における復興計画を作成するものとする。また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4 特定大規模災害からの復興

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は地域構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

- (1) 村は県及び関係機関と連携し、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

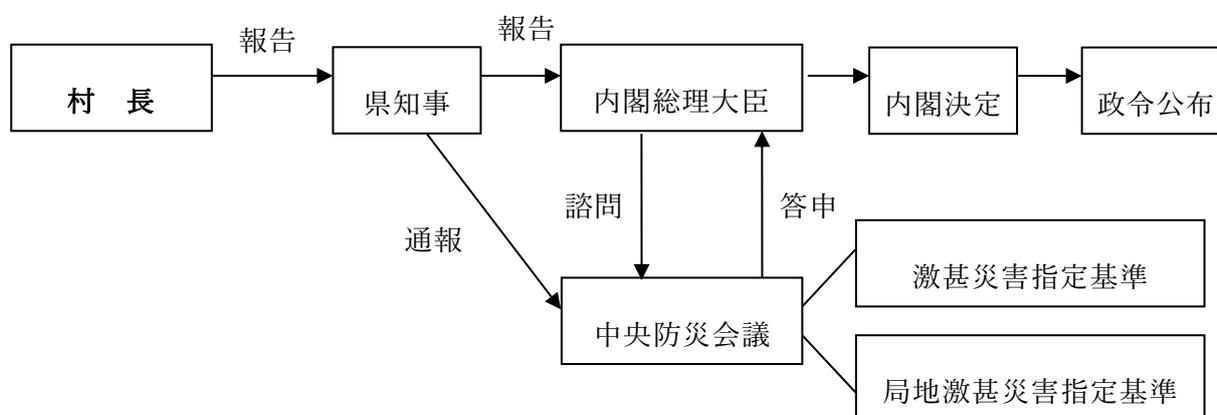
第2節 資金計画

災害復旧事業に係る資金の需要を速やかに把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第1 国による財政援助等

- 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激特法」という。）に基づく財政援助等を受けるため、大規模な災害であって、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、もって、激甚災害指定の促進に努めるものとする。

激甚災害指定手続きの流れ



なお激甚災害については「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）の2つの指定基準があり、村長はこの基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出する。

「激特法」により、財政援助等を受ける事業等は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業

- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 森林災害復旧事業に対する補助
 - キ 土地改良区等の行う湛水事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 「中小企業信用保険法」による災害関係保証の特例
 - イ 「中小企業近代化資金等助成法」による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に関する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 「母子及び寡婦福祉法」による国の貸し付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 小災害債に関わる元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ケ 「雇用保険法」による求職者給付に関する特例

第2 災害復旧事業に係る村の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

- 1 地方債
 - (1) 歳入欠陥債
 - (2) 災害対策事業債
 - (3) 災害復旧事業債
- 2 地方交付税
 - (1) 普通交付税の繰り上げ交付
 - (2) 特別交付税
- 3 一時借入金
 - 災害応急融資

第3 村の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

- 1 災害発生の際は関係機関と緊密に連絡して、村の必要応急資金量を調査し、その確保に努める。
- 2 応急資金として、村に対し手持資金により融通を行う。ただし、手持資金で不足の場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、援護資金及び住宅資金の貸付け、職業等のあっせん等を行い、住民の自力復興を促進し、住民生活の早期安定を図るとともに、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

第1 住民相談窓口の設置

- 1 村の関係各課及び関係各機関に協力を要請して、役場その他適当な場所に、臨時の住民相談窓口を設置し、被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立するとともに、ワンストップサービスの視点を取り入れ、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するものとする。
- 2 一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

村が実施する対策

- ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告する。
- ウ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。
- エ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- オ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

第2 住宅対策

- 1 災害復興住宅建設等補助金
住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。
- 2 災害公営住宅
被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。
- 3 既存村営住宅の再建
既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。
- 4 村営住宅等への優先入居
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅等への優先入居の措置を講ずる。
- 5 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第3 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。また、信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに県と適用手続きについて協議する。

- 1 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

- 2 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北信地域振興局長へ報告する。
- 3 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- 4 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。
- 5 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- 6 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

第4 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

第5 生活保護

北信保健福祉事務所と連携し、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

村は、条例に基づき、一定の災害により死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。

2 災害援護資金の貸付

村は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

第7 租税の徴収猶予及び減免

村は、地方税法又は村税条例に基づき、被災者の村税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。

第8 医療費の一部負担金、保険税の減免等

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

第9 上下水道料金の減免等

村は、水道条例及び下水道条例に基づき、被災者の上下水道料金の減免等の措置を講ずる。

第10 罹災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第 11 被災者台帳の作成

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第4節 被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第1 被災中小企業等の復興対策

- 1 村は、被害農林事業者及び被災中小企業者の被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設する。
また、あらかじめ木島平村商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被災状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- 2 村は、国・県等が実施する対策について、関係機関、木島平村商工会及びながの農業協同組合等関係団体と連携して、迅速かつ円滑に行われるよう協力する。
- 3 村は、必要に応じて、関係機関、木島平村商工会議所及びながの農業協同組合等関係団体の協力を得て、災害特別融資や利子補給等の措置を講ずる。